

渋川市地域防災計画 資料編

目 次

1	条例等	
1-1	渋川市防災会議条例	1
1-2	渋川市災害対策本部条例	3
1-3	渋川市災害対策本部設置要綱	4
1-4	渋川市災害警戒本部設置要綱	18
1-5	渋川市防災指令要綱	19
1-6	渋川市防災会議委員名簿	22
2	協定	23
3	災害対策資料	
3-1	防災関係機関	27
3-3	山地災害危険地区一覧表	31
3-4	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表	38
3-5	重要水防区域	46
3-6	雪崩危険箇所	46
3-7	臨時ヘリポート適地	47
3-8	緊急通行車両確認申請書・証明書	48
3-9	指定緊急避難場所	50
3-10	指定避難所一覧	55
3-11	福祉避難所一覧	56
3-12	土砂災害防止法に係る要配慮者利用施設	57
3-13	水防法に係る要配慮者利用施設	58
3-14	災害備蓄品等備蓄状況	59
3-15	降雪時の対応	61
3-16	道路除雪計画	63
3-17	観光施設の除雪対応	69
3-18	農業用ため池等一覧	70
3-19	火災・災害等即報要領	71
3-20	災害履歴	73
3-21	災害危険箇所	76
3-22	地震	77
3-23	火山	80
3-24	通信手段の確保	81
3-25	避難情報の要件	82
3-26	立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動	83
3-27	災害救助法の適用	84
3-28	自衛隊への災害派遣要請	86
3-29	広域応援	87
3-30	要配慮者名簿に掲載する者の範囲	88
4	基準	
4-1	被害認定基準	89
4-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	91
5	様式	
5-1	自衛隊災害派遣様式	94
5-2	県報告様式	95
5-3	避難者名簿	102
5-4	災害救助法様式	103

5－5	被害情報受信票	-----	117
5－6	火災即報様式	-----	118
5－7	燃料調達シート	-----	119

1 条例等

1-1 渋川市防災会議条例

平成18年2月20日

条例第15号

改正 平成20年3月17日条例第1号

平成23年3月14日条例第2号

平成24年3月8日条例第3号

平成25年9月26日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、渋川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 渋川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 渋川市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平25条例32・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員50人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長及び部長
 - (6) 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の消防長、消防署長、市の消防団長及び女性防火クラブ代表
 - (7) 指定公共機関、指定地方公共機関又は公共的団体の役職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合に、新たに任命された委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(平20条例1・平23条例2・平24条例3・平25条例32・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市長がその部内の職員の中から任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成20年3月17日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月14日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月8日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月26日条例第32号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

1－2 渋川市災害対策本部条例

平成18年2月20日

条例第16号

改正 平成25年9月26日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、渋川市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25条例33・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成25年9月26日条例第33号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

1－3 渋川市災害対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市災害対策本部条例（平成18年条例第16号）第5条の規定に基づき、渋川市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び副本部長)

第2条 災害対策本部長は、災害対策基本法第23条の二第2項の規定により市長があたる。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 渋川市事務分掌規則（平成18年規則第13号）第6条第1項及び渋川市に定める部長又は危機管理監
- (2) 上下水道局長
- (3) 会計管理者
- (4) 教育長及び教育部長
- (5) 議会事務局局長
- (6) 監査委員事務局局長
- (7) 農業委員会事務局局長
- (8) 消防団長

(本部連絡員)

第4条 本部に本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

2 連絡員は、本部長が指名する職員が当たる。

3 連絡員は、その者が所属する第6条に規定する班と本部との連絡に当たり、本部長の指示する事項の伝達など連絡活動を行うものとする。

(本部会議)

第5条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

3 本部会議は必要に応じて本部長が招集する。

(班の設置)

第6条 本部に班を置く。

2 前項の班は別表第1のとおりとし、その長にはかつこ内の職にある者を、班員には当該班の長の所属職員をもって充てる。

(班の分掌事務)

第7条 前条の各班の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(副班長)

第8条 各班に副班長を置き、班長の指名する者をもって充てる。

2 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係機関との連絡及び要請)

第9条 本部長は、災害の状況に応じ別表第3左欄に掲げる関係機関に対し、同表右欄に掲げる事項について連絡し、又は必要な措置を講じるよう協力を要請するものとする。

(動員)

第10条 本部長は、本部を設置したときは、直ちに各班ごとに動員規模を指定し状況の変化に応じて変更する。

2 前項の動員の規模の指定は、次の3段階に区分し、それぞれの配備基準は別に定める。

(1) 第1号動員

(2) 第2号動員

(3) 第3号動員

(現地災害対策本部の設置及び廃止)

第11条 本部長は、局地的災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、当該災害現場等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

2 現地本部は、現地での主要な災害応急対策がおおむね終了するまでの間又は現地本部の設置の必要がなくなったと本部長が認める間設置する。

(現地災害対策本部長等)

第12条 現地災害対策本部長は災害対策本部員のうちから本部長が指定する。

(現地災害対策本部の組織等)

第13条 前2条に定めるもののほか、現地本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定めるものとする。

(要員の確保)

第14条 各班長は、班員のうちから動員の規模に応じる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

2 各班長は、班員を動員してもなお要員に不足を生じた場合は、応援職員要請書（様式第1号）により本部長に協力班員の応援を要請するものとする。

(災害報告)

第15条 災害が発生した場合は、各班長はそれぞれの所管に係る災害状況を危機管理監を通じて本部長に報告しなければならない。

(報告の種類)

第16条 災害報告の種類は、次のとおりとする。

(1) 速報 把握できた災害状況を電話その他迅速な方法で報告するもの

(2) 確定報告 災害状況が確定したとき文書で報告するもの

(報告の様式)

第17条 報告の様式は、別に定める。

(事務局)

第18条 事務局の構成及び分掌事務は、別表第4のとおりとする。

2 事務局を情報防災部危機管理室に常設とする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

班	担当課
情報防災班（情報防災部長（危機管理監））	危機管理室（危機管理室長）
	行革・DX 推進課（行革・DX 推進課長）
総合戦略班（総合戦略部長）	秘書室（秘書室長）
	広報室（広報室長）
	政策戦略課（政策戦略課長）
	財政課（財政課長）
総務班（総務部長）	総務課（総務課長）
	人事課（人事課長）
	財産活用課（財産活用課長）
	契約管理課（契約管理課長）
	税務課（税務課長）
	納税課（納税課長）
市民環境班（市民環境部長）	市民課（市民課長）
	環境森林課（環境森林課長）
	市民協働推進課（市民協働推進課長）
	各行政センター（各行政センター所長）
福祉班（福祉部長）	地域包括ケア課（地域包括ケア課長）
	高齢者安心課（高齢者安心課長）
	介護保険課（介護保険課長）
育都推進班（育都推進部長）	こども政策課（こども政策課長）
	こども支援課（こども支援課長）
	保育所（保育所長）
	保育所型認定こども園（認定こども園長）
	幼稚園（幼稚園長）
	幼稚園型認定こども園（認定こども園長）
	健康増進課（健康増進課長）
	スポーツ課（スポーツ課長）
	保険年金課（保険年金課長）
産業観光班（産業観光部長）	産業政策課（産業政策課長）
	観光課（観光課長）

	農政課（農政課長）
建設交通班（建設交通部長）	土木管理課（土木管理課長）
	土木維持課（土木維持課長）
	建築住宅課（建築住宅課長）
	都市政策課（都市政策課長）
	交通政策課（交通政策課長）
上下水道班（上下水道局長）	総務経営課（総務経営課長）
	業務課（業務課長）
会計班（会計管理者）	会計課（会計課長）
教育班（教育部長）	教育総務課（教育総務課長）
	学校教育課（学校教育課長）
	生涯学習課（生涯学習課長）
	文化財保護課（文化財保護課長）
	各公民館（各公民館長）
	図書館・美術館・文学館（各館長）
協力班（議会事務局長） （監査委員事務局長） （農業委員会事務局長）	議会（議会副事務局長）
	監査委員（監査委員副事務局長）
	農業委員会（農業委員会副事務局長）
消防班（消防団長）	消防団（各方面隊長）

別表第 2（第 7 条関係）

班 (部長相当職)	担当課 (課長相当職)	分 掌 事 務
情報防災班 (情報防災部長(危機管理監))	危機管理室 (危機管理室長)	1 本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部の指示又は指令等に係る伝達に関すること。 3 本部要員の動員及び配置に関すること。 4 自衛隊の災害派遣に関すること。 5 防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 本部及び班との連絡調整に関すること。 7 公共的団体への活動依頼に関すること。 8 防災行政無線施設に関すること。 9 防災行政無線等の情報伝達に関すること。 10 被災証明（固定資産に関するものを除く）の発行に関すること。 11 災害情報連絡員（自主防災会長等）に関すること。 12 気象情報の収集及び連絡に関すること。 13 各種資料の収集に関すること。 14 災害時相互応援協定締結市町村の応援の要請に関すること。 15 安全安心情報発信の調整に関すること。 16 災害時の市内パトロールに関すること。
	行革・DX 推進課 (行革・DX 推進課長)	1 行政情報システムに関すること。 2 班内の協力に関すること。 3 班の施設に係る被害調査の取りまとめに関すること。
総合戦略班 (総合戦略部長)	秘書室 (秘書室長)	1 災害対策本部長の会合の伝達に関すること。 2 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 3 災害見舞者、視察者に関すること。
	広報室 (広報室長)	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 災害広報に関すること。 3 災害時の記録写真撮影に関すること。 4 市ホームページ等による情報発信に関すること。
	政策戦略課 (政策戦略課長)	1 他市町村からの応援の受け入れに関すること。 2 情報防災班の応援に関すること。 3 班内職員の動員及び配置に関すること並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関すること。 4 災害情報の集計に関すること。
	財政課 (財政課長)	1 災害応急措置関係予算に関すること。 2 各班動員者の賄いに関すること。 3 国、県等の補助金に関すること。
総務班 (総務部長)	総務課 (総務課長)	1 班の被害調査に関すること。 2 各班の被害調査の集計及び報告に関すること。 3 班内職員の動員及び配置に関すること並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関すること。 4 危機管理班の応援に関すること。

	人事課 (人事課長)	1 各班動員者名簿の作成及び給与に関する事。 2 職員の動員及び各班の増員、派遣に関する事。 3 職員の災害補償に関する事。
	財産活用課 (財産活用課長)	1 班に係わる施設等の被害調査に係わる事。
	契約管理課 (契約管理課長)	1 自動車の配車に関する事。 2 庁舎に関する事。 3 班内の協力に関する事。
	税務課 (税務課長)	1 住家等被害調査に関する事。 2 税の減免に関する事。 3 り災者調査の協力に関する事。 4 固定資産の、り災に関する事。 5 固定資産の、り災証明に関する事。
	納税課 (納税課長)	1 班内の協力に関する事。 2 税の減免に関する事。
市民環境班 (市民環境部長)	市民課 (市民課長)	1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。 2 死体の埋火葬に関する事。 3 市民相談に関する事。 4 班内職員の動員及び配置に関する事並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関する事。
	環境森林課 (環境森林課長)	1 班に係わる施設の被害調査に関する事。 2 災害時のごみ収集に関する事。 3 災害時のし尿のくみ取りに関する事。 4 仮設トイレの設置及び管理に関する事。 5 がれきの処理に関する事。 6 家庭動物(ペット)に関する事。 7 森林・林道に関する災害対策復旧に関する事。
	市民協働推進課 (市民協働推進課長)	1 自治会地区内の被害情報の収集に関する事。 2 避難者の誘導輸送に関する事。 3 外国人に対する情報提供、生活相談及び援護に関する事。
	各行政センター (各行政センター所長)	1 災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 避難者の避難誘導及び避難所等の避難者の総括的掌握及び報告に関する事。 3 地震、気象情報の報告に関する事。 4 班に係わる施設の被害調査に関する事。 5 現地災害対策本部の運営に関する事。
福祉班 (福祉部長)	地域包括ケア課 (地域包括ケア課長)	1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。 2 避難所の設置及び避難者の管理に関する事。 3 食料の調達及び炊出しに関する事。 4 支援物資の集積場所及び仕分けに関する事。 5 衣料、生活必需品、その他物資の受給に関する事。 6 社会福祉施設災害復旧に関する事。

		7 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 8 救援物資の輸送及び受給・配分に関すること。 9 班内職員の動員及び配置に関すること並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関すること。 10 義援金の受入れに関すること。
	高齢者安心課 (高齢者安心課長)	1 班に係わる施設等の被害調査に関すること。 2 被災者名簿の作成に関すること。 3 被災者の収容に関すること。 4 遺体の収容と捜索に関すること。 5 災害見舞金の募集及び配分に関すること。 6 ボランティア活動の支援・推進に関すること。 7 保健活動の実施に関すること。
	介護保険課 (介護保険課長)	1 班内の協力に関すること。
育都推進班 (育都推進部長)	こども政策課 (こども政策課長)	1 班に係わる施設等の被害調査に関すること。 2 班内職員の動員及び配置に関すること並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関すること。
	こども支援課 (こども支援課長)	1 幼稚園、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の児童等の避難に関すること。 2 幼稚園、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の児童等応急保育に関すること。
	保育所(保育所長) 保育所型認定こども園(認定こども園長)	1 班に係わる施設等の被害調査に関すること。 2 保育所、保育所型認定こども園の児童の避難に関すること。 3 保育所、保育所型認定こども園の応急保育に関すること。
	幼稚園(幼稚園長) 幼稚園型認定こども園(認定こども園長)	1 班に係わる施設等の被害調査に関すること。 2 幼稚園、幼稚園型認定こども園の児童の避難に関すること。 3 幼稚園、幼稚園型認定こども園の応急保育に関すること。
	健康増進課 (健康増進課長)	1 班に係わる施設等の被害調査に関すること。 2 病院関係の被害調査に関すること。 3 防疫に関すること。 4 医薬品等の配分に関すること。 5 救護所の設置に関すること。
	スポーツ課 (スポーツ課長)	1 班に係わる施設等の被害調査に関すること。 2 体育関係施設の災害対策に関すること。 3 被災者の避難対策に関すること。
	保険年金課 (保険年金課長)	1 班内の協力に関すること。 2 施設の被害状況の把握及び復旧に関すること。 3 他の医療機関との連携に関すること。 4 救護所の設置、運営及び救護医療品の調達に関すること。

産業観光班 (産業観光部長)	産業政策課 (産業政策課長)	1 班に係る施設等の被害調査に関すること。 2 商工関係被害調査に関すること。 3 衣料等生活必需品の受給に係る応援に関すること。 4 被災商工業者の金融指導に関すること。 5 班内職員の動員及び配置に関すること並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関すること。
	観光課 (観光課長)	1 班に係る施設等の被害調査に関すること。 2 観光関係被害調査に関すること。 3 班内の協力に関すること。
	農政課 (農政課長)	1 班に係る施設等の被害調査に関すること。 2 被害農産物の応急措置に関すること。 3 被害時における家畜の防疫に関すること。 4 被害農用施設の応急に関すること。 5 農産物の被害対策に関すること。 6 農業用肥料の確保に関すること。 7 畜産被害対策に関すること。 8 応急食糧の調達に対する応援に関すること。 9 関係機関に対する報告又は連絡に関すること。 10 被害農地・農業施設の災害対策復旧に関すること。
建設交通班 (建設交通部長)	土木管理課 (土木管理課長)	1 水害予防に関すること。 2 土砂災害予防に関すること。 3 道路、橋りょうの危険箇所に関すること。 4 応急復旧に関すること。 5 災害復旧に関すること。 6 災害時の道路管理に関すること。 7 応急対策実施のための用地借入れ及び補償に関すること。 8 幹線道路の被害調査に関すること。 9 班内職員の動員及び配置に関すること並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関すること。
	土木維持課 (土木維持課長)	1 道路、橋りょうの危険箇所に関すること。 2 除雪対策に関すること。 3 災害復旧に関すること。 4 災害時の道路管理に関すること。 5 班に係わる施設の被害調査に関すること。
	建築住宅課 (建築住宅課長)	1 建築物災害予防に関すること。 2 避難所の建設に関すること。 3 応急仮設住宅の建設に関すること。 4 建築物（市が所有するもの）の被害調査に関すること。 5 班に係る施設等の被害調査並びに取りまとめ及び報告に関すること。 6 市営住宅の応急修繕及び復旧に関すること。
	都市政策課 (都市政策課長)	1 都市計画施設、公園施設、区画整理区域内施設の被害調査に関すること。 2 都市計画施設、公園施設、区画整理区域内施設の応急修理及び復旧に関すること。 3 被災者の避難対策に関すること。

	交通政策課 (交通政策課長)	1 輸送機関との連絡調整に関する事。 2 班内の協力に関する事。
上下水道班 (上下水道局長)	総務経営課 (総務経営課長)	1 班の被害調査並びに取りまとめに関する事。 2 班内職員の動員及び配置に関する事並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関する事。
	業務課 (業務課長)	1 給水に関する事。 2 水道施設の防災及び給水の保全に関する事。 3 飲料水の確保に関する事。 4 下水施設等の点検整備、災害補修及び応急復旧に関する事。 5 災害時の悪質汚水流入(水質事故)に関する情報収集、関係機関への連絡等に関する事。
会計班 (会計管理者)	会計課 (会計課長)	1 災害関係経費の出納に関する事。 2 災害対策に伴う物品の購入及び保管に関する事。 3 災害見舞金等の受け入れ及び礼状の発送に関する事。 4 義援金に関する事。
教育班 (教育部長)	教育総務課 (教育総務課長)	1 班に係る施設等の被害調査並びに取りまとめに関する事。 2 本部及び班内の連絡調整に関する事。 3 教育関係災害復旧及び応急予算に関する事。 4 炊き出し設備の確保及び給食センターに関する事。 5 炊出し業務の協力に関する事。 6 班内職員の動員及び配置に関する事並びに本部及び班内の連絡調整等班の庶務に関する事。
	学校教育課 (学校教育課長)	1 教育施設における避難所の設置に関する事。 2 児童生徒の避難に関する事。 3 災害時の応急対策に関する事。 4 災害時における学校の保健衛生に関する事。
	生涯学習課 (生涯学習課長)	1 班に係る施設等の被害調査に関する事。 2 社会教育施設の災害対策に関する事。
	文化財保護課 (文化財保護課長)	1 班に係る施設等の被害調査に関する事。 2 文化財の保護復旧に関する事。
	各公民館 (各公民館長)	1 避難者の避難誘導及び避難状況の総括的掌握及び報告に関する事。 2 班に係る施設等の被害調査に関する事。 3 班内の協力に関する事。 4 班に係る施設の避難所指定時における施設の管理に関する事。
	図書館・美術館・文学館 (各館長)	1 施設等の被害調査に関する事。
協力班	議会事務局	1 各班の協力に関する事。

(議会事務局長)	(議会副事務局長)	2 議会事務に関すること。
(監査委員事務局長)	監査委員事務局 (監査委員副事務局長)	1 各班の協力に関すること。
(農業委員会事務局長)	農業委員会事務局 (農業委員会副事務局長)	1 各班の協力に関すること。
消防班 (消防団長)	消防団 (各方面隊長)	1 災害の警戒及び防ぎよに関すること。 2 人命の保護及び救出に関すること。 3 団の動員に関すること。 4 被害情報の収集及び報告に関すること。 5 避難、誘導に関すること。 6 その他災害出動に関すること。

別表第3（第9条関係）

機 関	連絡・要綱事項
前橋地方気象台	気象資料及び予報、警報の伝達に関する事。
関東地方整備局高崎河川国道事務所	水防のための警報及び応急対策に関する事。
関東農政局群馬県拠点	主要食糧の需給対策に関する事。
関東森林管理局	災害対策に必要な木材（国有林）の払下げに関する事。
群馬労働局	工場、事業所における産業災害対策に関する事。
渋川警察署	公安警備、警察通信及び交通応急対策に関する事。
渋川行政県税事務所	災害による被害情報等に関する事。
渋川土木事務所	河川、道路等の土木施設の保全並びに防災対策に関する事。
渋川保健福祉事務所	医療、助産及び防疫対策に関する事。
（一社）渋川地区医師会	災害時の救急医療に関する事。
日本郵便（株）渋川郵便局	災害時における郵便業務の確保及び災害復旧資金融資等に関する事。
東日本電信電話（株）群馬支店	電信及び電話施設の保全、災害非常通信の調整に関する事。
東日本高速道路（株）関東支社	高速自動車国道の防災対策に関する事。
東日本旅客鉄道（株）高崎支社	鉄道施設の防災対策及び災害時における緊急輸送対策に関する事。
東京電力パワーグリッド（株）渋川支社	電力施設の防災対策に関する事。
渋川ガス（株）	ガス施設の防災対策に関する事。
（一社）群馬県L P ガス協会渋川支部	L P ガス施設の防災対策に関する事。
日本通運（株）群馬支店	被災者救助関係及び救助物資の輸送に関する事。
農業協同組合・森林組合	農林業関係の被害調査等応急対策の協力及び被災農林家に対する融資又はそのあっせんに関する事。
商工会議所・商工会	商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力及び物価安定並びに救助用物資復旧資材の確保についての協力あっせんに関する事。
渋川市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置に関する事。
報道機関	警報及び災害情報、救助状況などの報道に関する事。
渋川地区広域市町村圏振興整備組合消防本部	渋川市における防災対策に関する事。

別表第4（第18条関係）

構 成		分掌事務
事務局長	危機管理室長	1 本部の設営及び運営に関すること。
事務局次長	危機管理・緊急 対応係長	2 応急対策上必要な各種情報の収集及び伝達 に関すること。
事務局員	危機管理室の職員及び各班に所属する職員のうちから事務局長が指名した者	3 本部指令（本部長の指示及び本部会議の決定事項）の伝達に関すること。 4 応急対策計画の立案及び総合調整に関すること。 5 群馬県、その他防災関係機関との情報受伝達及び各種報告に関すること。 6 自衛隊の応援要請及び受入に関すること。 7 各班、ライフライン機関との連絡調整に関すること。 8 防災行政無線の統制に関すること。 9 備蓄物資の活用にかかる総合調整に関すること。 10 災害復興に関すること。 11 災害対策基本法第46条第1項に定める災害予防に関すること。 12 初動対応にかかる当直及び宿日直体制に関すること。 13 その他特命事項に関すること。
連絡員	各班に所属する職員のうちから各班長が指名した者	1 本部及び各班等との情報連絡に関すること。 2 被害情報等の収集・伝達に関すること。 3 本部事務の補助に関すること

様式第 1 号（第 1 4 条関係）

応援職員要請書

年 月 日

渋川市災害対策本部長 様
（総務班）

〇〇班長

期 間	月 日から 月 日 日間
勤務（従事）場所	
勤務（従事）内容	
必 要 人 員	男 人、女 人、計 人
集合日時・場所	
その他参考事項	

1－4 渋川市災害警戒本部設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、渋川市災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、本市関係機関が相互に連携し、総合的な予防・応急対策を実施するために設置する渋川市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（警戒本部の設置）

第2条 警戒本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、副市長が必要と認めた場合に設置し、市長に報告するものとする。

（災害警戒本部長等）

第3条 警戒本部の長は、災害警戒本部長（以下「本部長」という。）とし、副市長をもって充てる。

2 警戒本部に、災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害警戒本部員（以下「本部員」という。）を置く。

3 副本部長は、総合戦略部長をもって充てる。

4 本部員は、市職員のうちから本部長が任命する。

5 本部長は、本部を総括し、副本部長及び本部員を指揮監督する。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（班及び事務局の設置及び事務分掌）

第4条 本部長は、渋川市災害対策本部設置要綱（以下「要綱」という。）別表第1のうちから、災害の種類及び規模並びに被害の程度等に応じ、必要な班を置く。なお、設置する班の事務分掌は、要綱別表第2を準用する。

2 警戒本部に事務局を置く。なお、事務局の構成及び事務分掌は、要綱別表4を準用する。

3 各班は、事務局等と緊密な連絡のもと、地域防災計画の定めるところにより災害予防及び応急対策を実施する。

（市長への報告）

第5条 本部長は、災害の状況を市長に報告しなければならない。

（警戒本部の廃止）

第6条 本部長は、渋川市災害対策本部を設置したとき、又は応急対策がおおむね終了したとき及び災害の発生のおそれが解消したと認められるときは、警戒本部を廃止し、市長に報告するものとする。

（関係機関への通知等）

第7条 本部長は、警戒本部を設置又は廃止した場合、速やかに関係機関に通知又は連絡するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

1－5 渋川市防災指令要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市防災指令（以下「防災指令」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において、「職員」とは渋川市災害対策本部組織の全職員とし、「班」とは渋川市災害対策本部組織の各班とする。

(防災指令の発令及び解除)

第3条 市長は、渋川市の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災上必要があると認めるときは、職員又はその都度指定する班の職員に対し防災指令を発令する。

2 市長は、災害の発生、継続又は拡大の危険がなくなつたと認めるときは、防災指令を解除する。

(防災指令の種類、発令基準等)

第4条 防災指令の種類、その活動概要、配備職員及び発令基準は、別表に掲げるとおりとする。ただし、状況に応じて、この基準と異なる防災指令を発令することができる。

(防災活動)

第5条 各班の長は、防災指令が発令されたときは、前条の配備につくべき職員を指導し防災活動を実施しなければならない。

2 各班の分掌事務は、渋川市災害対策本部設置要綱別表第2に定めるところとする。

3 各班の長は、第1項の規定に基づき防災活動を実施したときは、職員の配備状況を直ちに危機管理監を通じて市長に報告しなければならない。

(防災指令の伝達)

第6条 防災指令は、渋川市地域防災計画の定めるところにより職員に迅速かつ正確に伝達するものとする。

(職員の心構え)

第7条 職員は、第4条の配備につくべき職員以外の職員であっても、状況によっては、いつでも防災活動に従事するよう心がけていなければならない。

(自主参集)

第8条 職員の参集は、防災指令の各号の定めによるが、震度5弱以上の地震の場合は連絡がなくても、あらかじめ定められた職員が参集するものとする。

(配備計画の作成)

第9条 各班の長は、防災指令が発令された場合における職員の配備計画を作成し、人事異動毎に、危機管理監に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

指令区分	本部体制等	活動概要	配備動員規模及び発令基準			
			風水害	地震災害	雪害	人為的災害 (大規模事故等)
情報収集指令	第一次防災体制	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	指定職員	指定職員		
	①気象庁から気象情報に関する「注意報」が発表された場合（早期注意情報が「中」の場合）		①市内で「震度 4」の揺れが観測された場合 ②市内を震源とする地震で「震度 3」の揺れが観測された場合	①気象庁から気象情報に関する「注意報」が発表された場合（早期注意情報が「中」の場合）	①事故等の発生で、市民に影響が出ると判断できた場合	
警戒指令	第二次防災体制	災害に対する総合的な予防・応急対策	指定職員	指定職員（災害の種類及び規模並びに被害の程度に応じ活動を行う部を災害警戒本部長が指名する）		
	①気象庁から気象情報に関する「警報」が発表された場合 ②災害が発生するおそれがあると判断した場合 ③台風等により本市に影響があると判断した場合		①市内で「震度 5 弱」の揺れが観測された場合 ②市内を震源とする地震で「震度 4」の揺れが観測された場合 ③大規模地震対策特別措置法第 9 条に規定する警戒宣言が発令された場合	①気象庁から気象情報に関する「警報」が発表された場合 ②大雪等により、災害応急対策の必要があると判断した場合	①事故等の発生で、市民に影響が出たと判断できた場合 ②事故等の影響で、小規模かつ局地的な災害が発生し、市民へ影響のおそれがある場合 ③市長が必要と認めた場合	
防災指令第 1 号・1 号動員	第三次防災体制	災害に対する総合的な対応	指定職員（小規模体制）	指定職員（原則として全職員の 3 分の 1）		
			①市内に気象	①市内で「震	①大雪等によ	①火災、災害

	災害対策本部		庁が発表する「土砂災害警戒情報」が発表され、災害発生のおそれが高いと判断した場合 ②市長（本部長）が必要と認めた場合	度５強」の揺れが観測された場合 ②市内を震源とする地震で「震度５弱」の揺れが観測された場合 ③市長（本部長）が必要と認めた場合	り、市内で災害が発生し、拡大するおそれがある場合 ②市長（本部長）が必要と認めた場合	等が国の定める火災・災害即報要領の直接即報基準に該当した場合 ②市内で大規模な事故等が発生し、または災害の発生するおそれがある場合 ③市長（本部長）が必要と認めた場合
防災指令第２号・２号動員		災害に対する総合的な対応 第１号体制を強化した体制	指定職員（中規模体制） ①小規模体制を越える対応が必要と判断した場合 ②市長（本部長）が必要と認めた場合	指定職員（原則として全職員の２分の１） ①市内で「震度６弱」の揺れが観測された場合 ②市内を震源とする地震で「震度５強」の揺れが観測された場合 ③市長（本部長）が必要と認めた場合	①大雪等により、市内で被害が拡大した場合 ②市長（本部長）が必要と認めた場合	①市内で大規模な事故等が発生し、更に被害が拡大するおそれがある場合 ②市長（本部長）が必要と認めた場合
防災指令第３号・３号動員		災害に対する総合的な対応 第２号体制を強化した体制	指定職員（大規模体制・特別体制） ①災害が発生または切迫している状況と判断した場合 ②市長（本部長）が必要と認めた場合	全職員 ①市内で「震度６強」の揺れが観測された場合 ②市内を震源とする地震で「震度６弱」の揺れが観測された場合 ③市長（本部長）が必要と認めた場合	①市長（本部長）が必要と認めた場合	①市内で大規模な事故等が発生し、更に被害が拡大し、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがある場合 ②市長（本部長）が必要と認めた場合

1-6 渋川市防災会議委員名簿

番号	委員区分	役職名	所在地
	会 長	渋川市長	渋川市石原80
1	1号委員	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所長	渋川市渋川121-1
2	1号委員	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長	高崎市栄町6-41
3	1号委員	関東農政局群馬県拠点総括農政業務管理官	前橋市紅雲町1-2-2
4	2号委員	渋川行政県税事務所長	渋川市金井395
5	2号委員	渋川保健福祉事務所長	渋川市金井394
6	2号委員	渋川森林事務所長	渋川市金井395
7	2号委員	渋川農村整備センター長	渋川市金井395
8	2号委員	渋川土木事務所長	渋川市金井395
9	3号委員	渋川警察署長	渋川市行幸田351-1
10	4号委員	渋川市副市長	渋川市石原80
11	4号委員	渋川市総合戦略部長	渋川市石原80
12	4号委員	渋川市総務部長	渋川市石原80
13	4号委員	渋川市情報防災部長	渋川市石原80
14	4号委員	渋川市市民環境部長	渋川市石原80
15	4号委員	渋川市福祉部長	渋川市石原80
16	4号委員	渋川市育都推進部長	渋川市石原80
17	4号委員	渋川市産業観光部長	渋川市石原80
18	4号委員	渋川市建設交通部長	渋川市石原80
19	4号委員	渋川市上下水道局長	渋川市石原80
20	4号委員	渋川市会計管理者	渋川市石原80
21	5号委員	渋川市教育委員会教育長	渋川市石原80
22	5号委員	渋川市教育委員会教育部長	渋川市石原80
23	6号委員	渋川広域消防本部消防長	渋川市渋川1815-51
24	6号委員	渋川広域消防署消防署長	渋川市渋川1815-51
25	6号委員	渋川市消防団長	渋川市石原80
26	6号委員	渋川市女性防火クラブ会長	渋川市石原80
27	7号委員	東日本電信電話(株)埼玉事業部群馬支店長	高崎市高松町3
28	7号委員	東京電力パワーグリッド(株)渋川支社長	渋川市石原12-1
29	7号委員	東日本旅客鉄道(株)高崎支社鉄道事業部安全企画ユニットリーダー	高崎市栄町6番26号
30	7号委員	東日本高速道路(株)関東支社高崎管理事務所副所長	高崎市島野町831
31	7号委員	(一社)群馬県LPガス協会渋川支部長	渋川市渋川223
32	7号委員	渋川ガス(株)代表取締役社長	渋川市渋川1092-1
33	7号委員	(一社)渋川地区医師会長	渋川市金井356
34	7号委員	日本郵便(株)渋川郵便局長	渋川市渋川1902-28
35	7号委員	渋川市社会福祉協議会常務理事	渋川市渋川1760-1
36	7号委員	渋川市女性団体連絡協議会長	渋川市石原80
37	7号委員	赤十字奉仕団渋川市地区委員会会長	渋川市石原80
38	7号委員	NP0法人やわら リュックサック代表	
39	7号委員	独立行政法人国立病院機構渋川医療センター院長	渋川市白井383
40	7号委員	渋川市民生委員児童委員協議会長	渋川市石原80
41	7号委員	渋川市食生活改善推進員連絡協議会長	渋川市石原80
42	7号委員	渋川市健康推進員会長	渋川市石原80
43	8号委員	渋川地区自治会連合会長	
44	8号委員	伊香保地区自治会連合会長	
45	8号委員	小野上地区自治会連合会長	
46	8号委員	子持地区自治会連合会長	
47	8号委員	赤城地区自治会連合会長	
48	8号委員	北橘地区自治会連合会長	
49	8号委員	渋川市自主防災リーダー会長	

災害応援協定等の締結一覧表

(官公庁)

(令和6年9月末現在)

No.	協定名称	協定先	締結年月日	協定の概要
1	災害時における相互応援に関する協定	逗子市 (神奈川県)	平成18年 7月 26日 (再締結)	食料・飲料水・生活必需品・資機材・車両の提供、医療職・技能職の派遣、施設の提供、ボランティアの斡旋
2	災害時における相互応援に関する要綱	新潟市、加茂市、長岡市、柏崎市、湯沢町、沼田市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、玉村町、みなかみ町、足利市、佐野市、岩舟町、小山市、栃木市、水戸市、茨城町、ひたちなか市	平成18年 10月 14日	食料・飲料水・生活必需品の提供
3	災害時における相互応援に関する協定	南房総市 (千葉県)	平成18年 12月 14日 (再締結)	食料・飲料水・生活必需品の提供、医療・防疫・車両等の資機材の提供又は貸与、職員の派遣、施設の提供
4	災害時応援協定	加須市 本庄市 (埼玉県)	平成26年 8月 6日 (再締結)	食料・飲料水・生活必需品・資機材・車両の提供、技術職・技能職の派遣、施設の提供、ボランティアの斡旋、小中学生の一時受入
5	災害時における相互応援に関する協定	板橋区、日光市、都留市、鴨川市、かすみがうら市、桜川市、白河市、妙高市、高崎市、沼田市、新潟県田上町、山形県最上町、尾花沢市	令和5年 8月 28日 (再締結)	食料・飲料水・生活必需品の提供、医療・防疫・車両等の資機材の提供又は貸与、職員の派遣、施設の提供
6	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	平成23年 1月 18日	災害時、双方の情報交換のため情報連絡員(リエゾン)の派遣
7	全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書	北海道富良野市、福島県本宮市、栃木県佐野市、奈良県吉野町、兵庫県西脇市、岡山県吉備中央町、熊本県山都町、沖縄県宜野座村	平成24年 1月 17日	食料・飲料水・生活必需品の提供
8	災害時における相互応援に関する協定書	見附市 (新潟県)	平成25年 5月 8日	食料・飲料水・生活必需品の提供、車両等の資機材の提供、医療・防疫、職員の派遣、施設の提供

(一般事業者等)

1	火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定	渋川地区生コンクリート協同組合、渋川広域消防	平成 9 年 1 2 月 1 2 日	消火用水供給応援
2	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定	渋川市アマチュア無線非常通信協議会・加須市アマチュア無線クラブ・本庄市アマチュア無線クラブ	平成 1 2 年 4 月 1 日	災害情報の収集伝達
3	災害時における救援物資提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング(株)	平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日	物資の提供、地域貢献型自動販売機の機内在庫の提供
4	災害時応急対策業務の協力に関する協定	協同組合 渋川電気センター	平成 2 0 年 1 1 月 1 日	電気設備等の復旧
5	災害時応急対策業務の協力に関する協定	渋川管工事協同組合	平成 2 0 年 1 1 月 1 日	道路河川・上下水道等の復旧
6	赤城西麓土地改良施設の管理協力に関する協定	赤城西麓土地改良区	平成 2 1 年 4 月 1 4 日	農業水利施設の利用
7	災害時における測量、設計等の業務に関する協定	渋川測量設計協会	平成 2 2 年 1 1 月 2 2 日	被災箇所の測量・設計・写真撮影業務
8	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社 カインズ	平成 2 4 年 2 月 2 0 日	生活必需品、応急対策物資の供給
9	災害時における渋川市と渋川市社会福祉協議会の相互支援に関する協定	渋川市社会福祉協議会	平成 2 4 年 5 月 3 1 日	災害時における救助・救急活動、避難所に関する協力活動
1 0	災害時における渋川市と(社)群馬県建設業協会渋川支部との災害時応急対策業務の協力に関する協定	群馬県建設業協会渋川支部	平成 2 4 年 6 月 2 9 日	道路河川・上下水道等の復旧
1 1	災害時における福祉避難所の開設に係る施設利用に関する協定	渋川広域障害保健福祉事業者協議会	平成 2 4 年 7 月 1 日	福祉避難所としての施設利用
1 2	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社 フレッセイ	平成 2 4 年 8 月 2 1 日	生活必需品、応急対策物資の供給
1 3	災害発生時における渋川市と渋川郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 渋川郵便局	平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日	郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策、災害状況の情報提供

(一般事業者等)

14	災害時の医療救護活動に関する協定	渋川地区医師会	平成25年 3月 28日	災害時における応急的な医療救護活動
15	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	渋川北群馬 歯科医師会	平成25年 3月 28日	災害時における歯科医療救護活動
16	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定	渋川地区 薬剤師会	平成25年 3月 28日	災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給
17	災害時における救援物資の供給協力に関する協定	株式会社 伊藤園	平成25年 10月 1日	災害時における救援物資の供給協力
18	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	生活協同組合 コープぐんま	平成25年 12月 20日	災害時における市民生活の安定のための生活物資供給等
19	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	群馬県LP ガス協会 渋川支部	平成26年 3月 13日	災害時における住民生活の安定のためLPガス等の供給協力
20	災害時の被害状況等に係る情報提供に関する協定書	赤十字飛行 隊群馬支隊	平成26年 7月 10日	災害時の被害状況等に関する情報提供
21	農業用水利施設使用に関する協定	群馬用水土 地改良区	平成27年 2月 6日	農業水利施設の消防水利としての提供
22	災害時の被害状況等に係る情報提供に関する協定書	エア・メデ ィア・サー ビス	平成27年 12月 1日	災害時の被害状況等に関する情報提供
23	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	NPO 法人コ メリ災害対 策センター	平成28年 2月 10日	災害時における市民生活の安定のための生活物資供給等
24	災害時における防災備蓄品の提供に関する協定	NEXUS 株式会社	平成29年 7月 24日	災害時における近隣住民への防災備蓄品の提供
25	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社 ゼンリン	平成29年 11月 2日	災害時における地図製品等の提供
26	災害時における飲料供給に関する協定	サントリービバ レッジソリュー ション株式会社	平成29年 11月 15日	災害時における飲料の提供
27	災害時における被災者支援等の協力に関する協定	群馬県行政 書士会渋川 支部	平成29年 11月 27日	災害時における各種申請手続き及び、被災者支援相談窓口の開設等の業務支援
28	災害時における情報伝達及び情報収集に関する協定	群馬県オー トバイ事業 協同組合	平成30年 5月 15日	災害時における情報の伝達及び情報の収集
29	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	ダイドー リンコ株式 会社	平成30年 11月 14日	災害時における飲料水等の提供

(一般事業者等)

30	災害時における電力復旧等に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社	平成30年 12月 14日	災害時における電力復旧及び電力供給活動 (R4.4.18 再締結)
31	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成31年 2月 5日	災害に関する情報発信等
32	災害時における物資等の輸送に関する協定	群馬県トラック協会渋川支部	平成31年 2月 14日	災害時における物資等の輸送業務に係る協力
33	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	伊香保温泉旅館協同組合	平成31年 3月 12日	災害時における要配慮者への宿泊施設等の提供等に伴う支援協力
34	災害時における被災者支援等の協力に関する協定	群馬県社会保険労務士会渋川支部	平成31年 3月 26日	災害時における労働及び社会保険等に関する相談対応の業務支援
35	災害時における物資輸送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社群馬主管支店	令和元年 9月 30日	災害時における物資輸送及び物資拠点施設の運営補助
36	災害時等における災害救助犬の出動に関する協定	特定非営利活動法人災害救助犬ネットワーク	令和2年 2月 12日	災害時における被災者捜索活動への災害救助犬の出動
37	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	群馬司法書士会	令和2年 11月 2日	災害時における不動産登記等に関する相談業務支援
38	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	令和3年 2月 22日	避難所開設時における避難所の混雑状況配信に関する業務支援
39	災害時における電動車両等の支援に関する協定	群馬三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	令和3年 10月 25日	災害発生時の大規模停電に備え、避難所での電力確保のため電動車両等の貸与
40	渋川市災害廃棄物の処理の協力に関する協定	株式会社エコ計画	令和3年 11月 24日	災害発生時の災害廃棄物の撤去、収集・運搬、一時保管及び処分
41	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	三協フロンテア株式会社	令和4年 1月 17日	災害発生時等の際に、仮設トイレ等のユニットハウスの提供
42	災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話株式会社	令和4年 4月 18日	災害発生時にそなえ、平時から連絡体制を確立
43	災害時等での施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	令和5年 6月 26日	災害発生後、車中泊者の駐車場、トイレ利用の提供
44	災害等における電気自動車の提供に関する協定書	フォレストエナジー合同会社	令和6年 2月 13日	避難所が停電した際に非常用電源として電気自動車を提供
45	災害時被災者支援活動に関する渋川市と群馬弁護士会との協定書	群馬弁護士会	令和6年 7月 22日	災害発生時、市民に対して法律相談・情報提供等を行う

3 災害対策資料

3-1 防災関係機関

群馬県

機 関 名	所 在 地	連絡先	
		電話番号	F A X 番号
総務部危機管理課	371-8570 前橋市大手町 1-1-1	027-226-2240 ～ 2249・22551	027-221-0158
渋川行政県税事務所	377-0027 渋川市金井 3 9 5	0279-22-0777	0279-23-8221
群馬県警察本部	371-0026 前橋市大手町 1-1-1	027-243-0110	
渋川警察署	377-0006 渋川市行幸田 3 5 1-1	0279-23-0110	

消防本部

機 関 名	所 在 地	連絡先	
		電話番号	F A X 番号
渋川広域消防本部 渋川広域消防署	377-0008 渋川市渋川 1 8 1 5-5 1	0279-25-0119 25-4191	0279-20-1203
渋川広域消防署・東分署	379-1125 渋川市赤城町上三原田 468-2	0279-56-2926	0279-56-2946
渋川広域消防署・西分署	377-0102 渋川市伊香保町伊香保 5 4 4-2 0 8	0279-72-2199	0279-72-2831
渋川広域消防署・北分署	377-0205 渋川市北牧 1 5 8-1	0279-53-3513	0279-53-3514
渋川広域消防署・南分署	370-3502 北群馬郡榛東村大字山子田 47-2	0279-54-2064	0279-54-2092

指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	連絡先	
		電話番号	F A X 番号
関東管区警察局	330-9726 さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-6000 内線 5541	048-600-6000 内線 5529
関東総合通信局	102-8795 千代田区九段南 1 - 2 - 1	03-6238-1623	
関東財務局	330-9716 さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-1078	048-600-1247
前橋財務事務所	371-0026 前橋市大手町 2 - 1 0 - 5	027-221-4491	027-224-4426
関東信越厚生局	330-9713 さいたま市中央区新都心 1-1	048-740-0711	
群馬労働局	371-8567 前橋市大渡町 1 - 1 0 - 7	027-210-5000	027-210-5000
関東農政局	330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1	048-740-0464	048-600-0602
群馬県拠点	371-0025 前橋市紅雲町 1 - 2 - 2	027-221-1181	027-221-7015
関東森林管理局	371-8508 前橋市岩神町 4 - 1 6 - 2 5	027-210-1150	027-210-1154
関東経済産業局	330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433	048-601-1310
関東東北産業保安監督部	330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433	048-601-1279
関東地方整備局	330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1333 内線 3426.3427	048-600-1376
高崎河川国道事務所	370-0841 高崎市栄町 6 - 4 1	027-345-6041 027-345-6043	027-345-6091 027-345-6093
利根川水系砂防事務所	377-8566 渋川市渋川 1 2 1 - 1	0279-22-4179	0279-24-4184
関東運輸局	231-8433 横浜市中区北仲通 5 - 5 7	045-211-7269	045-211-7270
群馬運輸支局	371-0007 前橋市上泉町 3 9 9 - 1	027-263-4440	027-261-0032
東京航空局 (東京航空事務所)	102-0074 千代田区九段南 1 - 1 - 1 5	03-5275-9292	
東京管区气象台	100-0004 千代田区大手町 1 - 3 - 4	03-3212-2949	03-3212-0524
前橋地方气象台	371-0026 前橋市大手町 2 丁目 3 - 1	027-231-1404	027-234-6551
国土地理院	305-0811 茨城県つくば市北郷 1	029-864-1111	029-864-1807
関東地方測量部	102-0074 千代田区九段南 1 - 1 - 1 5	03-5213-2051	

陸上自衛隊

機 関 名	所 在 地	連絡先	
		電話番号	F A X 番号
第 1 2 旅団	370-3594 榛東村大字新井 1 0 1 7 - 2	0279-54-2011 内線 2285・2286 (夜間 2208)	0279-54-2011 内線 2239

指定公共機関

機 関 名	所 在 地	連絡先	
		電話番号	F A X 番号
日本郵便（株）渋川郵便局	377-8799 渋川市渋川 1 9 0 2 - 2 8	0279-22-4021	
東日本電信電話（株） 群馬支店	370-8666 高崎市高松町 3	027-321-5660	027-330-3008
（株）N T T ドコモ 群馬支店	379-2196 前橋市東善町 1 2 2	027-290-4113	027-266-8104
日本銀行前橋支店	371-8640 前橋市大手町 2 - 6 - 1 4	027-225-1111	027-220-1025
日本赤十字社 群馬県支部	371-0833 前橋市光が丘町 3 2 - 1 0	027-254-3636	027-254-3637
日本放送協会前橋放送局	371-8555 前橋市元総社町 1 8 9	027-251-1711	027-253-0368
東日本高速道路（株） 関東支社高崎管理事務所	370-0015 高崎市島野町 8 3 1	027-353-0211	027-353-0924
独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所	378-0051 沼田市上原町 1 6 8 2	0278-24-5711	0278-22-7565
東日本旅客鉄道（株） 高崎支社	370-0841 高崎市栄町 6 - 2 6	027-328-7258	027-320-7115
日本通運（株） 群馬支店	379-2133 前橋市中内町 7 9 - 1	027-266-4122	027-266-0065
東京電力パワーグリッド （株）	377-0007 渋川市石原 1 2 - 1	0279-51-5010	0279-51-5037

指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	連絡先	
		電話番号	F A X 番号
（公社）群馬県医師会	371-0022 前橋市千代田町 1 - 7 - 4	027-231-5311	027-231-7667
（公社）群馬県歯科医師会	371-0847 前橋市大友町 1 - 5 - 1 7	027-252-0391	027-253-6407
（公社）群馬県看護協会	371-0007 前橋市上泉町 1 8 5 8 - 7	027-269-5565	027-269-8601
（一社）群馬県 L P ガス協 会	371-0854 前橋市大渡町 1 - 1 0 - 7	027-255-6121	027-280-6170
群馬県石油協同組合	371-0845 前橋市鳥羽町 3 5 - 5	027-251-1888	027-251-1771
（一社）群馬県バス協会	379-2166 前橋市野中町 5 8 8	027-261-2027	027-261-5537

(一社)群馬県トラック協会	379-2166 前橋市野中町 5 9 5	027-261-0244	027-261-7576
群馬テレビ (株)	371-8548 前橋市上小出町 3 - 3 8 - 2	027-219-0007	027-232-0197
(株) エフエム群馬	371-8533 前橋市若宮町 1 - 4 - 8	027-230-1882	027-230-1903
土地改良区 赤城西麓	379-1103 渋川市赤城町津久田 4204-7	0279-56-7755	

市の関係機関

機 関 名	所 在 地	連絡先	
		電話番号	F A X 番号
渋川地区医師会	377-0027 渋川市金井 3 5 6	0279-23-1181	0279-23-7253
渋川・北群馬歯科医師会	377-0006 渋川市行幸田 4 0 4 - 1	0279-24-8211	
渋川ガス (株)	377-0008 渋川市渋川 1 0 9 2 - 1	0279-23-5501	0279-23-7993
伊香保ガス (株)	377-0102 渋川市伊香保町伊香保 549-19	0279-72-2386	
渋川市社会福祉協議会	377-0008 渋川市渋川 1 7 6 0 - 1	0279-25-0500	0279-25-1721
渋川商工会議所	377-0008 渋川市渋川 2 5 3 6 - 2	0279-25-1311	0279-25-1313
しぶかわ商工会	377-0203 渋川市吹屋 3 8 4	0279-23-8845	0279-23-8841
赤城橘農業協同組合	379-1124 渋川市赤城町滝沢 6 4 - 2	0279-56-4151	0279-56-4152
北群渋川農業協同組合	377-0008 渋川市渋川 1 5 7	0279-23-3315	0279-24-6400
渋川広域森林組合	377-0027 渋川市金井 3 6 7	0279-24-1495	0279-24-1492

3 - 3 山地災害危険地区一覧表

(1) 民有林

箇所番号	地区区分	地区名	市町村	大字		字
208-034	山腹崩壊	寺沢 2	渋川市		村上	寺沢
208-033	山腹崩壊	堀貝戸	渋川市		金井	堀貝戸
208-032	山腹崩壊	後入	渋川市	赤城町	北赤城山	後入
343-009	山腹崩壊	大野	渋川市	伊香保町	湯中子	大野
343-008	山腹崩壊	上野原	渋川市	伊香保町	伊香保	上野原
343-007	山腹崩壊	上野原	渋川市	伊香保町	伊香保	上野原
343-006	山腹崩壊	上野原	渋川市	伊香保町	伊香保	上野原
343-005	山腹崩壊	物間山	渋川市	伊香保町	伊香保	物間山
343-004	山腹崩壊	上ノ山	渋川市	伊香保町	伊香保	上ノ山
343-003	山腹崩壊	上ノ山	渋川市	伊香保町	伊香保	上ノ山
343-002	山腹崩壊	湯平	渋川市	伊香保町	伊香保	湯平
343-001	山腹崩壊	十二平	渋川市	伊香保町	伊香保	十二平
342-020	山腹崩壊	如意庵	渋川市		村上	如意庵
342-019	山腹崩壊	砥石山	渋川市		村上	砥石山
342-018	山腹崩壊	雨乞	渋川市		小野子	雨乞
342-017	山腹崩壊	宮原	渋川市		小野子	宮原
342-016	山腹崩壊	岩井洞	渋川市		村上	岩井洞
342-015	山腹崩壊	北塩川	渋川市		村上	北塩川
342-014	山腹崩壊	塩川	渋川市		村上	塩川
342-013	山腹崩壊	古城名	渋川市		村上	古城名
342-012	山腹崩壊	塩川	渋川市		村上	塩川
342-010	山腹崩壊	程久保	渋川市		小野子	程久保
342-009	山腹崩壊	寺沢	渋川市		村上	寺沢
342-008	山腹崩壊	大平	渋川市		小野子	大平
342-007	山腹崩壊	甲里山	渋川市		村上	甲里山
342-006	山腹崩壊	宮の坂	渋川市		小野子	宮の坂
342-005	山腹崩壊	竜王	渋川市		小野子	竜王
342-003	山腹崩壊	小見山	渋川市		小野子	小見山
342-002	山腹崩壊	北の谷戸	渋川市		小野子	北の谷戸
342-001	山腹崩壊	日照	渋川市		小野子	日照
341-014	山腹崩壊	加生	渋川市		中郷	加生
341-013	山腹崩壊	淵の上	渋川市		横堀	淵の上
341-012	山腹崩壊	子持	渋川市		中郷	子持
341-011	山腹崩壊	久保	渋川市		中郷	久保
341-010	山腹崩壊	水上	渋川市		上白井	水上
341-009	山腹崩壊	諏訪平	渋川市		上白井	諏訪平

341-008	山腹崩壊	上伊熊	渋川市		上白井	上伊熊
341-007	山腹崩壊	善棚	渋川市		上白井	善棚
341-006	山腹崩壊	戸室山	渋川市		上白井	戸室山
341-005	山腹崩壊	橋詰	渋川市		上白井	橋詰
341-004	山腹崩壊	赤谷	渋川市		上白井	赤谷
341-003	山腹崩壊	櫃山	渋川市		上白井	櫃山
341-002	山腹崩壊	長久保	渋川市		上白井	長久保
341-001	山腹崩壊	石切坂	渋川市		上白井	石切坂
302-029	山腹崩壊	五郎入	渋川市	赤城町	深山	五郎入
302-028	山腹崩壊	岩上	渋川市	赤城町	深山	岩上
302-027	山腹崩壊	小川田	渋川市	赤城町	長井小川田	小川田
302-026	山腹崩壊	日陰	渋川市	赤城町	長井小川田	日陰
302-025	山腹崩壊	山田	渋川市	赤城町	樽	山田
302-024	山腹崩壊	板立	渋川市	赤城町	樽	板立
302-023	山腹崩壊	ハツ沢	渋川市	赤城町	樽	ハツ沢
302-022	山腹崩壊	不動	渋川市	赤城町	宮田	不動
302-021	山腹崩壊	久保地	渋川市	赤城町	宮田	久保地
302-020	山腹崩壊	北	渋川市	赤城町	宮田	北
302-019	山腹崩壊	持久保	渋川市	赤城町	敷島	持久保
302-018	山腹崩壊	批把久保	渋川市	赤城町	津久田	批把久保
302-017	山腹崩壊	北坂	渋川市	赤城町	津久田	北坂
302-016	山腹崩壊	見開入	渋川市	赤城町	津久田	見開入
302-015	山腹崩壊	山本山	渋川市	赤城町	津久田	山本山
302-014	山腹崩壊	真壁	渋川市	赤城町	津久田	真壁
302-013	山腹崩壊	前仟石	渋川市	赤城町	津久田	前仟石
302-012	山腹崩壊	大林	渋川市	赤城町	津久田	大林
302-011	山腹崩壊	年丸	渋川市	赤城町	長井小川田	年丸
302-010	山腹崩壊	小川田	渋川市	赤城町	長井小川田	小川田
302-009	山腹崩壊	五料坂	渋川市	赤城町	深山	五料坂
302-008	山腹崩壊	五料坂	渋川市	赤城町	深山	五料坂
302-007	山腹崩壊	寺後	渋川市	赤城町	長井小川田	寺後
302-006	山腹崩壊	鳥山	渋川市	赤城町	長井小川田	鳥山
302-005	山腹崩壊	鳥山	渋川市	赤城町	長井小川田	鳥山
302-004	山腹崩壊	大岩	渋川市	赤城町	棚下	大岩
302-003	山腹崩壊	綾戸	渋川市	赤城町	棚下	綾戸
302-002	山腹崩壊	綾戸	渋川市	赤城町	棚下	綾戸
302-001	山腹崩壊	吉原	渋川市	赤城町	北赤城山	吉原
301-012	山腹崩壊	滝	渋川市	北橋町	下箱田	滝
301-011	山腹崩壊	下田ノ保	渋川市	北橋町	分郷八崎	下田ノ保
301-010	山腹崩壊	寄居	渋川市	北橋町	真壁	寄居

301-009	山腹崩壊	岩上	渋川市	北橋町	下箱田	岩上
301-008	山腹崩壊	本町	渋川市	北橋町	分郷八崎	本町
301-007	山腹崩壊	東山	渋川市	北橋町	分郷八崎	東山
301-006	山腹崩壊	上遠原	渋川市	北橋町	真壁	上遠原
301-005	山腹崩壊	橋山	渋川市	北橋町	下箱田	橋山
301-004	山腹崩壊	上塚田	渋川市	北橋町	真壁	上塚田
301-003	山腹崩壊	高根	渋川市	北橋町	下南室	高根
301-002	山腹崩壊	十二山	渋川市	北橋町	下南室	十二山
301-001	山腹崩壊	奥十二平	渋川市	北橋町	八崎	奥十二平
208-031	山腹崩壊	乙湯元	渋川市	伊香保町	伊香保	乙湯元
208-030	山腹崩壊	上郷	渋川市		渋川	上郷
208-029	山腹崩壊	登沢	渋川市		金井	登沢
208-028	山腹崩壊	南原	渋川市		行幸田	南原
208-027	山腹崩壊	神田原	渋川市		祖母島	神田原
208-026	山腹崩壊	熊沢	渋川市		有馬	熊沢
208-025	山腹崩壊		渋川市		折原	
208-024	山腹崩壊	南山崎	渋川市		川島	南山崎
208-023	山腹崩壊	城山	渋川市		有馬	城山
208-022	山腹崩壊	南原	渋川市		行幸田	南原
208-021	山腹崩壊	石坂	渋川市		行幸田	石坂
208-019	山腹崩壊	十二山	渋川市		行幸田	十二山
208-018	山腹崩壊	城山	渋川市		行幸田	城山
208-017	山腹崩壊	大中子	渋川市		石原	大中子
208-016	山腹崩壊	南原	渋川市		石原	南原
208-015	山腹崩壊	上郷	渋川市		渋川	上郷
208-014	山腹崩壊	上ノ原	渋川市		渋川	上ノ原
208-013	山腹崩壊	上ノ原	渋川市		渋川	上ノ原
208-012	山腹崩壊	上ノ原	渋川市		渋川	上ノ原
208-011	山腹崩壊	上ノ原	渋川市		渋川	上ノ原
208-010	山腹崩壊	上ノ原	渋川市		渋川	上ノ原
208-009	山腹崩壊	戸上	渋川市		金井	戸上
208-008	山腹崩壊	軽浜	渋川市		金井	軽浜
208-007	山腹崩壊	御袋山	渋川市		金井	御袋山
208-006	山腹崩壊	吾妻山	渋川市		金井	吾妻山
208-005	山腹崩壊	大野	渋川市		金井	大野
208-004	山腹崩壊	南牧	渋川市		川島	南牧
208-003	山腹崩壊	上並木	渋川市		川島	上並木
208-002	山腹崩壊	後谷戸	渋川市		祖母島	後谷戸
208-001	山腹崩壊	天ノ田	渋川市		祖母島	天ノ田
208-037	崩壊土砂流出	後入	渋川市	赤城町	北赤城山	後入

208-036	崩壊土砂流出	美坂	渋川市	赤城町	津久田	美坂
342-021	崩壊土砂流出	濁沢	渋川市		小野子	糺屋
208-033	崩壊土砂流出	城ノ上	渋川市		有馬	城ノ上
208-032	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	宮田	中ノ山
343-021	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	伊香保	甲碓石
343-020	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	湯中子	石ゴネ
343-019	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	湯中子	蛇ヶ岳
343-018	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	伊香保	上ノ原
343-017	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	水沢	ナカクボ
343-015	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	伊香保	大野
343-014	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	伊香保	大野
343-013	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	伊香保	大野
343-012	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	伊香保	甲境沢
343-010	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	伊香保	上ノ山
343-007	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	伊香保	甲湯元
343-006	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	伊香保	乙湯元
343-005	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	湯中子	西組
343-004	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	湯中子	西組
343-003	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	湯中子	長峰
343-002	崩壊土砂流出		渋川市	伊香保町	湯中子	長峰
342-020	崩壊土砂流出		渋川市		小野子	落釜
342-019	崩壊土砂流出		渋川市		小野子	南谷戸
342-018	崩壊土砂流出	城古趾	渋川市		村上	城古趾
342-017	崩壊土砂流出		渋川市		村上	谷後
342-016	崩壊土砂流出		渋川市		村上	東原
342-015	崩壊土砂流出		渋川市		村上	岩原
342-014	崩壊土砂流出		渋川市		小野子	下中尾
342-012	崩壊土砂流出		渋川市		小野子	伊久保
342-011	崩壊土砂流出		渋川市		村上	寺沢
342-010	崩壊土砂流出		渋川市		小野子	祖母塚
342-009	崩壊土砂流出		渋川市		小野子	前原
342-008	崩壊土砂流出		渋川市		小野子	宮
342-007	崩壊土砂流出		渋川市		小野子	大藪
342-006	崩壊土砂流出		渋川市		小野子	岡の平
342-005	崩壊土砂流出		渋川市		小野子	大藪
342-003	崩壊土砂流出	一本木	渋川市		小野子	一本木
342-002	崩壊土砂流出		渋川市		小野子	八木沢清水
341-028	崩壊土砂流出		渋川市		上白井	悪戸
341-027	崩壊土砂流出		渋川市		中郷	池田沢
341-026	崩壊土砂流出		渋川市		上白井	ヒツ山

341-025	崩壊土砂流出	境沢	渋川市		上白井	堺沢
341-024	崩壊土砂流出		渋川市		横堀	中子
341-023	崩壊土砂流出		渋川市		横堀	中宿
341-022	崩壊土砂流出		渋川市		横堀	上宿
341-020	崩壊土砂流出		渋川市		横堀	寺平
341-019	崩壊土砂流出		渋川市		北牧	細尾
341-018	崩壊土砂流出		渋川市		北牧	押手
341-017	崩壊土砂流出		渋川市		中郷	西組
341-016	崩壊土砂流出		渋川市		中郷	西組
341-015	崩壊土砂流出		渋川市		中郷	西組
341-014	崩壊土砂流出		渋川市		横堀	加生
341-013	崩壊土砂流出		渋川市		上白井	天神
341-012	崩壊土砂流出		渋川市		中郷	久保
341-011	崩壊土砂流出		渋川市		上白井	鉦沢
341-008	崩壊土砂流出		渋川市		上白井	鍛屋沢
341-007	崩壊土砂流出		渋川市		上白井	東大平
341-006	崩壊土砂流出		渋川市		上白井	赤谷
341-005	崩壊土砂流出		渋川市		上白井	赤谷
341-004	崩壊土砂流出		渋川市		上白井	北沢
341-003	崩壊土砂流出		渋川市		上白井	中棚
341-002	崩壊土砂流出		渋川市		上白井	奥伏
302-035	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	津久田	見間入
302-033	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	津久田	下網代
302-032	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	津久田	間の田
302-031	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	栄	沖門北
302-030	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	溝呂木	駒沢
302-029	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	樽	前黒沢
302-028	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	樽	見立
302-027	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	樽	元屋敷
302-026	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	宮田	愛宕
302-025	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	宮田	久保地
302-024	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	宮田	笠ヶ入
302-023	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	南赤城山	中野窪
302-022	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	敷島	城山
302-021	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	敷島	山岸山
302-020	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	津久田	大笹
302-019	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	津久田	中ノ久保
302-018	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	津久田	今上
302-017	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	津久田	東山
302-016	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	北赤城山	北平

302-015	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	津久田	中棚
302-014	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	津久田	仵石山
302-013	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	長井小川田	打越
302-012	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	長井小川田	小川田
302-011	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	長井小川田	小川田
302-010	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	深山	五料坂
302-009	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	北赤城山	前入
302-008	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	北赤城山	中山
302-007	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	北赤城山	北赤城山
302-006	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	深山	山鳥
302-005	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	長井小川田	鳥山
302-004	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	棚下	大岩
302-003	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	棚下	長久保原
302-002	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	棚下	小坂
302-001	崩壊土砂流出		渋川市	赤城町	棚下	綾戸
301-009	崩壊土砂流出		渋川市	北橘町	真壁	下中井
301-007	崩壊土砂流出		渋川市	北橘町	上箱田	榎田
301-006	崩壊土砂流出		渋川市	北橘町	箱田	揭示前
301-005	崩壊土砂流出		渋川市	北橘町	上箱田	赤羽根
301-004	崩壊土砂流出		渋川市	北橘町	上南室	久保
301-003	崩壊土砂流出		渋川市	北橘町	小室	西坂脇
301-002	崩壊土砂流出		渋川市	北橘町	八崎	榎田
301-001	崩壊土砂流出		渋川市	北橘町	八崎	元宿
208-031	崩壊土砂流出		渋川市		金井	登沢
208-030	崩壊土砂流出		渋川市		石原	中原
208-029	崩壊土砂流出		渋川市		渋川	中子
208-028	崩壊土砂流出		渋川市		行幸田	南原
208-027	崩壊土砂流出		渋川市		有馬	五輪平
208-026	崩壊土砂流出		渋川市		行幸田	寿々川
208-025	崩壊土砂流出		渋川市		行幸田	尻谷
208-024	崩壊土砂流出		渋川市		行幸田	城山
208-023	崩壊土砂流出		渋川市		石原	唐沢
208-022	崩壊土砂流出		渋川市		石原	南原
208-021	崩壊土砂流出		渋川市		石原	北原
208-020	崩壊土砂流出		渋川市		石原	羽生平
208-018	崩壊土砂流出		渋川市		渋川	入沢
208-017	崩壊土砂流出		渋川市		渋川	上ノ台
208-015	崩壊土砂流出		渋川市		金井	御袋山
208-014	崩壊土砂流出		渋川市		金井	吾妻山
208-011	崩壊土砂流出		渋川市		川島	上登

208-010	崩壊土砂流出		渋川市		川島	西大塚
208-009	崩壊土砂流出		渋川市		川島	西大塚
208-008	崩壊土砂流出		渋川市		川島	大輪原
208-007	崩壊土砂流出		渋川市		祖母島	中野
208-006	崩壊土砂流出		渋川市		祖母島	中野
208-005	崩壊土砂流出		渋川市		祖母島	井戸沢
208-004	崩壊土砂流出		渋川市		祖母島	向村
208-002	崩壊土砂流出		渋川市		祖母島	北山
208-001	崩壊土砂流出		渋川市		祖母島	後谷戸
342-002	地すべり	別当	渋川市		村上	別当
342-001	地すべり	雨乞	渋川市		小野子	雨乞
341-001	地すべり	中郷	渋川市		中郷	西組

計 2 4 8 箇所（山腹崩壊 1 1 5 箇所、崩壊土砂流出 1 3 0 箇所、地すべり 3 箇所）

（２）国有林

208-1	山腹崩壊		渋川市	上白井	子持山
208-2	山腹崩壊		渋川市	上白井	中棚国有林

3 - 4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
行幸田1-1	渋川市行幸田	急傾斜地の崩壊	行幸田1-1	渋川市行幸田	急傾斜地の崩壊
行幸田1-2	渋川市行幸田	急傾斜地の崩壊	行幸田1-2	渋川市行幸田	急傾斜地の崩壊
行幸田2	渋川市行幸田	急傾斜地の崩壊	行幸田2	渋川市行幸田	急傾斜地の崩壊
上郷(A)	渋川市上郷	急傾斜地の崩壊	上郷(A)	渋川市上郷	急傾斜地の崩壊
上郷(B)-1	渋川市上郷	急傾斜地の崩壊	上郷(B)-1	渋川市上郷	急傾斜地の崩壊
上郷(B)-2	渋川市上郷	急傾斜地の崩壊	上郷(B)-2	渋川市上郷	急傾斜地の崩壊
御蔭(A)	渋川市御蔭	急傾斜地の崩壊	御蔭(A)	渋川市御蔭	急傾斜地の崩壊
御蔭(B)	渋川市御蔭	急傾斜地の崩壊	御蔭(B)	渋川市御蔭	急傾斜地の崩壊
金井南牧1	渋川市南牧	急傾斜地の崩壊	金井南牧1	渋川市南牧	急傾斜地の崩壊
祖母島1-1	渋川市祖母島	急傾斜地の崩壊	祖母島1-1	渋川市祖母島	急傾斜地の崩壊
祖母島1-2	渋川市祖母島	急傾斜地の崩壊	祖母島1-2	渋川市祖母島	急傾斜地の崩壊
西浦3	渋川市石原	急傾斜地の崩壊	西浦3	渋川市石原	急傾斜地の崩壊
御蔭(D)-1	渋川市御蔭	急傾斜地の崩壊	御蔭(D)-1	渋川市御蔭	急傾斜地の崩壊
御蔭(D)-2	渋川市御蔭	急傾斜地の崩壊	御蔭(D)-2	渋川市御蔭	急傾斜地の崩壊
軽浜1-2	渋川市軽浜	急傾斜地の崩壊	軽浜1-2	渋川市軽浜	急傾斜地の崩壊
入沢1	渋川市金井入沢	急傾斜地の崩壊	入沢1	渋川市金井入沢	急傾斜地の崩壊
入沢2-1	渋川市金井入沢	急傾斜地の崩壊	入沢2-1	渋川市金井入沢	急傾斜地の崩壊
入沢2-2	渋川市金井入沢	急傾斜地の崩壊	入沢2-2	渋川市金井入沢	急傾斜地の崩壊
西浦2	渋川市石原	急傾斜地の崩壊	西浦2	渋川市石原	急傾斜地の崩壊
行幸田3	渋川市行幸田	急傾斜地の崩壊	行幸田3	渋川市行幸田	急傾斜地の崩壊
八崎3	渋川市北橋町八崎	急傾斜地の崩壊	八崎3	渋川市北橋町八崎	急傾斜地の崩壊
八崎4	渋川市北橋町八崎	急傾斜地の崩壊	八崎4	渋川市北橋町八崎	急傾斜地の崩壊
真壁4	渋川市北橋町真壁	急傾斜地の崩壊	真壁4	渋川市北橋町真壁	急傾斜地の崩壊
真壁5	渋川市北橋町真壁	急傾斜地の崩壊	真壁5	渋川市北橋町真壁	急傾斜地の崩壊
下箱田1	渋川市北橋町下箱田	急傾斜地の崩壊	下箱田1	渋川市北橋町下箱田	急傾斜地の崩壊
下箱田2	渋川市北橋町下箱田	急傾斜地の崩壊	下箱田2	渋川市北橋町下箱田	急傾斜地の崩壊
分郷八崎2	渋川市北橋町分郷八崎	急傾斜地の崩壊	分郷八崎2	渋川市北橋町分郷八崎	急傾斜地の崩壊
上南雲-1	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	なし	なし	なし
上南雲-2	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	上南雲-2	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
上南雲-3	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	上南雲-3	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
長井小川田-1	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	長井小川田-1	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
長井小川田-2	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	長井小川田-2	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
長井小川田-3	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	長井小川田-3	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
長井小川田-4	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	長井小川田-4	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
長井小川田-5	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	長井小川田-5	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
清水-1	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	清水-1	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
清水-2	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	清水-2	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
年丸-1	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	年丸-1	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
年丸-2	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	年丸-2	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
年丸-3	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	年丸-3	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
年丸-4	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	年丸-4	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊

稲荷-1	渋川市北牧	急傾斜地の崩壊	稲荷-1	渋川市北牧	急傾斜地の崩壊
稲荷-2	渋川市北牧	急傾斜地の崩壊	稲荷-2	渋川市北牧	急傾斜地の崩壊
加生 1	渋川市中郷	急傾斜地の崩壊	加生 1	渋川市中郷	急傾斜地の崩壊
伊熊1-1	渋川市上白井	急傾斜地の崩壊	伊熊1-1	渋川市上白井	急傾斜地の崩壊
伊熊1-2	渋川市上白井	急傾斜地の崩壊	伊熊1-2	渋川市上白井	急傾斜地の崩壊
子麓2-1	渋川市上白井	急傾斜地の崩壊	子麓2-1	渋川市上白井	急傾斜地の崩壊
子麓2-2	渋川市上白井	急傾斜地の崩壊	子麓2-2	渋川市上白井	急傾斜地の崩壊
浅田 1	渋川市中郷	急傾斜地の崩壊	浅田 1	渋川市中郷	急傾斜地の崩壊
塩川2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊	塩川2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊
掘の内2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊	掘の内2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊
甲里4-1	渋川市村上	急傾斜地の崩壊	甲里4-1	渋川市村上	急傾斜地の崩壊
甲里4-2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊	甲里4-2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊
田野入-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	田野入-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
田野入-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	田野入-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
田野入-3	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	田野入-3	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
小見山	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	小見山	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
唐沢（A）	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	唐沢（A）	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
日照-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	日照-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
日照-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	なし	なし	なし
木ノ間A	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	木ノ間A	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
振興-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	振興-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
振興-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	振興-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
関口B	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	関口B	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
又五郎-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	又五郎-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
又五郎-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	又五郎-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
塩川1-1	渋川市村上	急傾斜地の崩壊	塩川1-1	渋川市村上	急傾斜地の崩壊
塩川1-2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊	塩川1-2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊
上小野子A	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	上小野子A	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
田野入A	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	田野入A	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
八木沢A	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	八木沢A	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
物聞山-1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	物聞山-1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
物聞山-2	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	物聞山-2	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
上ノ山（A）-1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	上ノ山（A）-1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
上ノ山（A）-2	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	上ノ山（A）-2	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
西沢	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	西沢	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
一つ穴1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	一つ穴1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
一文字-1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	一文字-1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
一文字-2	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	一文字-2	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
甲湯元1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	甲湯元1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
甲湯元2-1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	甲湯元2-1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
甲湯元2-2	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	甲湯元2-2	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
ヤセオネ峠	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	ヤセオネ峠	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
祖母島3	渋川市祖母島	急傾斜地の崩壊	祖母島3	渋川市祖母島	急傾斜地の崩壊
祖母島4	渋川市祖母島	急傾斜地の崩壊	祖母島4	渋川市祖母島	急傾斜地の崩壊
上村2	渋川市川島	急傾斜地の崩壊	上村2	渋川市川島	急傾斜地の崩壊
御蔭（C）	渋川市御蔭	急傾斜地の崩壊	御蔭（C）	渋川市御蔭	急傾斜地の崩壊
明保野1	渋川市明保野	急傾斜地の崩壊	明保野1	渋川市明保野	急傾斜地の崩壊

谷ノ口4-2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊	谷ノ口4-2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊
榎平1	渋川市村上	急傾斜地の崩壊	榎平1	渋川市村上	急傾斜地の崩壊
榎平2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊	榎平2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊
掘の内1	渋川市村上	急傾斜地の崩壊	掘の内1	渋川市村上	急傾斜地の崩壊
伊久保A-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	伊久保A-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
伊久保A-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	伊久保A-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
伊久保A-3	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	伊久保A-3	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
甲里1	渋川市村上	急傾斜地の崩壊	甲里1	渋川市村上	急傾斜地の崩壊
甲里2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊	甲里2	渋川市村上	急傾斜地の崩壊
甲里3	渋川市村上	急傾斜地の崩壊	甲里3	渋川市村上	急傾斜地の崩壊
上小野子B-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	上小野子B-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
上小野子B-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	上小野子B-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
北の谷戸A	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	北の谷戸A	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
北の谷戸B-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	北の谷戸B-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
北の谷戸B-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	北の谷戸B-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
小野子A-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	小野子A-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
小野子A-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	小野子A-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
小野子B-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	小野子B-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
小野子B-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	小野子B-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
平沢1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	平沢1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
関口A-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	関口A-1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
関口A-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	関口A-2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
中小野子1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	中小野子1	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
中小野子2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	中小野子2	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
木の間B	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊	木の間B	渋川市小野子	急傾斜地の崩壊
一つ穴2	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	一つ穴2	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
八崎2	渋川市北橋町八崎	急傾斜地の崩壊	八崎2	渋川市北橋町八崎	急傾斜地の崩壊
下川島	渋川市川島	急傾斜地の崩壊	下川島	渋川市川島	急傾斜地の崩壊
西浦4	渋川市石原	急傾斜地の崩壊	西浦4	渋川市石原	急傾斜地の崩壊
上村1	渋川市祖母島	急傾斜地の崩壊	上村1	渋川市祖母島	急傾斜地の崩壊
箱田1-1	渋川市北橋町箱田	急傾斜地の崩壊	箱田1-1	渋川市北橋町箱田	急傾斜地の崩壊
箱田1-2	渋川市北橋町箱田	急傾斜地の崩壊	箱田1-2	渋川市北橋町箱田	急傾斜地の崩壊
箱田1-3	渋川市北橋町箱田	急傾斜地の崩壊	箱田1-3	渋川市北橋町箱田	急傾斜地の崩壊
分郷八崎3	渋川市北橋町分郷八崎	急傾斜地の崩壊	分郷八崎3	渋川市北橋町分郷八崎	急傾斜地の崩壊
十二下2	渋川市赤城町棚下	急傾斜地の崩壊	十二下2	渋川市赤城町棚下	急傾斜地の崩壊
狩野々3	渋川市赤城町津久田	急傾斜地の崩壊	狩野々3	渋川市赤城町津久田	急傾斜地の崩壊
津久田-1	渋川市赤城町津久田	急傾斜地の崩壊	津久田-1	渋川市赤城町津久田	急傾斜地の崩壊
津久田-2	渋川市赤城町津久田	急傾斜地の崩壊	津久田-2	渋川市赤城町津久田	急傾斜地の崩壊
相好	渋川市赤城町樽	急傾斜地の崩壊	相好	渋川市赤城町樽	急傾斜地の崩壊
加生5	渋川市中郷	急傾斜地の崩壊	加生5	渋川市中郷	急傾斜地の崩壊
行幸田6	渋川市行幸田	急傾斜地の崩壊	行幸田6	渋川市行幸田	急傾斜地の崩壊
藤木2	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	藤木2	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
藤木3	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊	藤木3	渋川市赤城町長井小川田	急傾斜地の崩壊
上ノ山(B)	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	上ノ山(B)	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
香湯-1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	香湯-1	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
香湯-2	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊	香湯-2	渋川市伊香保町伊香保	急傾斜地の崩壊
金井南牧3	渋川市金井上の町	急傾斜地の崩壊	金井南牧3	渋川市金井上の町	急傾斜地の崩壊

金井南牧 2	浜川市金井上の町	急傾斜地の崩壊	金井南牧 2	浜川市金井上の町	急傾斜地の崩壊
金井南牧 4	浜川市金井上の町	急傾斜地の崩壊	金井南牧 4	浜川市金井上の町	急傾斜地の崩壊
真壁 2	浜川市北橋町真壁	急傾斜地の崩壊	真壁 2	浜川市北橋町真壁	急傾斜地の崩壊
真壁 3	浜川市北橋町真壁	急傾斜地の崩壊	真壁 3	浜川市北橋町真壁	急傾斜地の崩壊
分郷八崎 4	浜川市北橋町分郷八崎	急傾斜地の崩壊	分郷八崎 4	浜川市北橋町分郷八崎	急傾斜地の崩壊
舟戸 4	浜川市赤城町三原田	急傾斜地の崩壊	舟戸 4	浜川市赤城町三原田	急傾斜地の崩壊
上組西 2	浜川市上白井	急傾斜地の崩壊	上組西 2	浜川市上白井	急傾斜地の崩壊
上組西 3	浜川市上白井	急傾斜地の崩壊	上組西 3	浜川市上白井	急傾斜地の崩壊
谷地沢	浜川市行幸田	土石流	谷地沢	浜川市行幸田	土石流
にゅうどうけ沢	浜川市行幸田	土石流	なし	なし	なし
尻谷沢	浜川市行幸田	土石流	尻谷沢	浜川市行幸田	土石流
城山沢	浜川市行幸田	土石流	城山沢	浜川市行幸田	土石流
不動沢 1	浜川市石原	土石流	不動沢 1	浜川市石原	土石流
平沢川 1-1	浜川市入沢	土石流	平沢川 1-1	浜川市入沢	土石流
平沢川 1-2	浜川市入沢	土石流	なし	なし	なし
袋沢	浜川市入沢	土石流	袋沢	浜川市入沢	土石流
戸上山東沢	浜川市入沢	土石流	戸上山東沢	浜川市入沢	土石流
戸上山西沢	浜川市入沢	土石流	なし	なし	なし
御袋沢	浜川市金井	土石流	御袋沢	浜川市金井	土石流
金井の沢	浜川市金井	土石流	金井の沢	浜川市金井	土石流
和尚沢	浜川市金井	土石流	和尚沢	浜川市金井	土石流
下町の沢	浜川市下町	土石流	下町の沢	浜川市下町	土石流
水元沢	浜川市川島	土石流	水元沢	浜川市川島	土石流
中久保沢	浜川市川島	土石流	なし	なし	なし
大久保沢 1	浜川市川島	土石流	大久保沢 1	浜川市川島	土石流
不動沢 2	浜川市川島	土石流	不動沢 2	浜川市川島	土石流
大久保沢 2	浜川市川島	土石流	なし	なし	なし
不動沢 3	浜川市川島	土石流	不動沢 3	浜川市川島	土石流
大久保西沢	浜川市川島	土石流	大久保西沢	浜川市川島	土石流
井戸沢	浜川市祖母島	土石流	井戸沢	浜川市祖母島	土石流
地理沢	浜川市祖母島	土石流	地理沢	浜川市祖母島	土石流
蟹沢	浜川市祖母島	土石流	蟹沢	浜川市祖母島	土石流
堀込沢	浜川市祖母島	土石流	なし	なし	なし
入沢	浜川市入沢	土石流	なし	なし	なし
登沢川 2	浜川市金井	土石流	登沢川 2	浜川市金井	土石流
登沢川 4	浜川市金井	土石流	なし	なし	なし
犬の沢	浜川市赤城町長井小川田	土石流	犬の沢	浜川市赤城町長井小川田	土石流
浅久保沢	浜川市赤城町深山	土石流	浅久保沢	浜川市赤城町深山	土石流
中山沢	浜川市赤城町北赤城山	土石流	中山沢	浜川市赤城町北赤城山	土石流
中入沢	浜川市赤城町北赤城山	土石流	中入沢	浜川市赤城町北赤城山	土石流
真藤の沢	浜川市赤城町深山	土石流	真藤の沢	浜川市赤城町深山	土石流
前入沢	浜川市赤城町深山	土石流	前入沢	浜川市赤城町深山	土石流
前林沢	浜川市赤城町深山	土石流	前林沢	浜川市赤城町深山	土石流
小川田沢	浜川市赤城町長井小川田	土石流	なし	なし	なし
芳ヶ沢	浜川市赤城町長井小川田	土石流	なし	なし	なし
千石沢 2	浜川市赤城町津久田	土石流	千石沢 2	浜川市赤城町津久田	土石流
千石沢 3	浜川市赤城町津久田	土石流	千石沢 3	浜川市赤城町津久田	土石流

八幡の沢	渋川市赤城町津久田	土石流	なし	なし	なし
栗の木沢	渋川市赤城町津久田	土石流	栗の木沢	渋川市赤城町津久田	土石流
東山沢	渋川市赤城町津久田	土石流	東山沢	渋川市赤城町津久田	土石流
今上沢	渋川市赤城町津久田	土石流	今上沢	渋川市赤城町津久田	土石流
中ノ久保沢 1	渋川市赤城町津久田	土石流	なし	なし	なし
中ノ久保沢 2	渋川市赤城町津久田	土石流	中ノ久保沢 2	渋川市赤城町津久田	土石流
諸田沢-1	渋川市赤城町津久田	土石流	なし	なし	なし
諸田沢-2	渋川市赤城町津久田	土石流	諸田沢-2	渋川市赤城町津久田	土石流
山岸沢	渋川市赤城町敷島	土石流	なし	なし	なし
持久保沢	渋川市赤城町敷島	土石流	なし	なし	なし
諏訪沢	渋川市赤城町勝保沢	土石流	諏訪沢	渋川市赤城町勝保沢	土石流
北の沢	渋川市赤城町宮田	土石流	北の沢	渋川市赤城町宮田	土石流
中堀沢	渋川市赤城町宮田	土石流	なし	なし	なし
奥沢	渋川市赤城町溝呂木	土石流	なし	なし	なし
仲上沢	渋川市赤城町宮田	土石流	なし	なし	なし
観音沢	渋川市赤城町樽	土石流	観音沢	渋川市赤城町樽	土石流
向崎川	渋川市赤城町樽	土石流	なし	なし	なし
天竜川	渋川市赤城町溝呂木	土石流	天竜川	渋川市赤城町溝呂木	土石流
藤木の沢	渋川市赤城町長井小川田	土石流	藤木の沢	渋川市赤城町長井小川田	土石流
堀切沢	渋川市赤城町長井小川田	土石流	堀切沢	渋川市赤城町長井小川田	土石流
千石沢1	渋川市赤城町津久田	土石流	千石沢1	渋川市赤城町津久田	土石流
西沢	渋川市横堀	土石流	なし	なし	なし
芦ノ沢	渋川市横堀	土石流	芦ノ沢	渋川市横堀	土石流
細尾沢	渋川市北牧	土石流	細尾沢	渋川市北牧	土石流
大門川1	渋川市北牧	土石流	大門川1	渋川市北牧	土石流
大門川2	渋川市中郷	土石流	なし	なし	なし
大門川3	渋川市中郷	土石流	大門川3	渋川市中郷	土石流
大門川4	渋川市中郷	土石流	なし	なし	なし
大門川5	渋川市中郷	土石流	大門川5	渋川市中郷	土石流
十二沢	渋川市中郷	土石流	十二沢	渋川市中郷	土石流
鉦沢	渋川市上白井	土石流	なし	なし	なし
唐沢川	渋川市上白井	土石流	唐沢川	渋川市上白井	土石流
えんま沢	渋川市上白井	土石流	えんま沢	渋川市上白井	土石流
鍛冶屋川	渋川市上白井	土石流	鍛冶屋川	渋川市上白井	土石流
尻平沢	渋川市上白井	土石流	尻平沢	渋川市上白井	土石流
淵の上沢	渋川市上白井	土石流	淵の上沢	渋川市上白井	土石流
小沢	渋川市上白井	土石流	小沢	渋川市上白井	土石流
滝沢	渋川市上白井	土石流	滝沢	渋川市上白井	土石流
ささ平沢	渋川市上白井	土石流	ささ平沢	渋川市上白井	土石流
北沢	渋川市上白井	土石流	北沢	渋川市上白井	土石流
仙ノ沢	渋川市上白井	土石流	仙ノ沢	渋川市上白井	土石流
塩川の沢	渋川市村上	土石流	塩川の沢	渋川市村上	土石流
作間沢川	渋川市村上	土石流	作間沢川	渋川市村上	土石流
鑛沢	渋川市村上	土石流	鑛沢	渋川市村上	土石流
田島沢川	渋川市村上	土石流	田島沢川	渋川市村上	土石流
寺沢川	渋川市村上	土石流	寺沢川	渋川市村上	土石流
濁沢	渋川市村上	土石流	濁沢	渋川市村上	土石流

宮沢	渋川市小野子	土石流	宮沢	渋川市小野子	土石流
宮沢下沢	渋川市小野子	土石流	宮沢下沢	渋川市小野子	土石流
中ノ沢	渋川市小野子	土石流	中ノ沢	渋川市小野子	土石流
関口沢	渋川市小野子	土石流	関口沢	渋川市小野子	土石流
清水沢	渋川市小野子	土石流	清水沢	渋川市小野子	土石流
又五郎沢	渋川市小野子	土石流	又五郎沢	渋川市小野子	土石流
井戸上沢	渋川市小野子	土石流	井戸上沢	渋川市小野子	土石流
八木沢-1	渋川市小野子	土石流	八木沢-1	渋川市小野子	土石流
八木沢-2	渋川市小野子	土石流	八木沢-2	渋川市小野子	土石流
しだ沢	渋川市村上	土石流	しだ沢	渋川市村上	土石流
不動沢川	渋川市村上	土石流	不動沢川	渋川市村上	土石流
村上沢	渋川市村上	土石流	なし	なし	なし
登沢	渋川市伊香保町伊香保	土石流	なし	なし	なし
物聞沢	渋川市伊香保町伊香保	土石流	なし	なし	なし
貫沢	渋川市伊香保町伊香保	土石流	なし	なし	なし
猿沢	渋川市伊香保町伊香保	土石流	なし	なし	なし
湯沢	渋川市伊香保町伊香保	土石流	湯沢	渋川市伊香保町伊香保	土石流
鷲ノ巢沢	渋川市伊香保町伊香保	土石流	なし	なし	なし
遠藤沢	渋川市伊香保町伊香保	土石流	なし	なし	なし
西沢	渋川市伊香保町伊香保	土石流	なし	なし	なし
石原-1	渋川市石原	急傾斜地の崩壊	石原-1	渋川市石原	急傾斜地の崩壊
石原-2	渋川市石原	急傾斜地の崩壊	石原-2	渋川市石原	急傾斜地の崩壊
石原-3	渋川市石原	急傾斜地の崩壊	石原-3	渋川市石原	急傾斜地の崩壊
上中尾	渋川市村上	地すべり	なし	なし	なし
伊久保	渋川市村上	地すべり	なし	なし	なし
田野	渋川市小野子	地すべり	なし	なし	なし
雨乞	渋川市小野子	地すべり	なし	なし	なし
別当	渋川市村上	地すべり	なし	なし	なし

3－5 重要水防区域

河川名	地名（箇所）	左右岸	延長 (m)	理由	対策水防工法
利根川	北橋町下箱田・半田 (坂東橋下)	左右岸	5 2 0	洪水時水衝部 ・堤防高不足	木流し牛柢

3－6 雪崩危険箇所

	危険箇所の種類	箇所番号	大字	箇所名
1	I	0107	上郷	上郷
2	I	0108	折原	御陰 1
3	I	0109	折原	御陰 2
4	I	0110	釜ヶ淵	南牧
5	I	0112	殿谷戸	祖母島
6	I	0113	寄嶋	寄嶋
7	I	0114	鍛冶谷戸	稻荷
8	I	0115	淵ノ上	大淵
9	I	0116	村上	岩井堂
10	I	0117	村上	塩ノ上
11	I	0118	村上	塩川
12	I	0120	村上	堀ノ内
13	I	0121	小野子	程久保
14	I	0122	村上	伊久保
15	I	0123	村上	甲里
16	I	0124	小野子	祖母塚
17	I	0125	小野子	田ノ入
18	I	0126	小野子	小見山
19	I	0127	小野子	唐沢
20	I	0128	小野子	日照
21	I	0129	小野子	関口
22	I	0130	小野子	木ノ間
23	I	0133	伊香保町伊香保	乙境沢
24	I	0134	伊香保町伊香保	上ノ山
25	I	0135	伊香保町伊香保	湯元 1
26	II	0007	村上	沼城里
27	II	0008	伊香保町伊香保	甲境沢
28	II	0009	伊香保町伊香保	湯元 2
29	III	0023	伊香保町伊香保	鷲ノ巣

※ 危険度Ⅰ 2 5 箇所 危険度Ⅱ 3 箇所 危険度Ⅲ 1 箇所

3-7 臨時ヘリポート適地

No	名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
1	有馬野球場	有馬167番地	16,900
2	吾妻川公園野球場	金井226番地	10,000
3	坂東橋緑地公園ソフトボール場	半田2836番地1	4,520
4	渋川総合公園陸上競技場	渋川	26,000
5	伊香保屋外運動場	伊香保町伊香保528番地57	8,100
6	伊香保温泉長峰ヘリポート	伊香保町湯中子991番地20	500
7	小野上運動公園	小野子1822番地	37,800
8	子持総合運動場	中郷2679番地16	9,600
9	子持中学校	中郷605番地43	21,000
10	木暮組スポーツパーク赤城野球場 (赤城総合運動自然公園)	赤城町北上野444番地	25,164
11	木暮組スポーツパーク赤城陸上競技場 (赤城総合運動自然公園)	赤城町北上野444番地	13,500
12	赤城第2総合グラウンド	赤城町津久田1707番地	31,911
13	赤城南中学校	赤城町滝沢191番地1	13,144
14	赤城北中学校	赤城町津久田2280番地	10,923
15	旧刀川小学校	赤城町見立298番地	3,434
16	旧南雲小学校	赤城町長井小川田1435番地	6,451
17	三原田小学校	赤城町上三原田851番地1	10,225
18	津久田小学校	赤城町津久田1905番地	8,223
19	北橘総合グラウンド	北橘町真壁659番地1	10,800
20	橘小学校	北橘町真壁524番地	9,443
21	橘北小学校	北橘町八崎996番地	9,302
22	北橘中学校	北橘町真壁46番地	17,689

3－8 緊急通行車両確認申請書・証明書

緊急通行車両確認申請書 年 月 日 知事・県公安委員会 様 申請者住所 氏名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
使 用 者	住所	
	氏名	
緊 急 連 絡 先	住所	
	氏名	
備 考		

緊急通行車両確認証明書		
年 月 日		
県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
使 用 者	住所	
	氏名	
有 効 期 限		
備 考		

3-9 指定緊急避難場所

NO.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類		
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震
1	大崎公会堂	渋川1589番地	○	○	○
2	下郷会館	渋川1275番地	○	○	○
3	東町会館	渋川2071番地31	○	○	○
4	新町公会堂	渋川1934番地23	○	○	○
5	下之町会館	渋川2467番地	○	○	○
6	南町公会堂	渋川2535番地	○	○	○
7	長塚町会館	渋川1774番地	○	○	○
8	寄居町会館	渋川2110番地21	○	○	○
9	坂下町会館	渋川978番地7	○	○	○
10	第一保育所	渋川2103番地22	○	○	○
11	中央公民館	渋川908番地21	○	○	○
12	並木町公会堂	渋川742番地	○	○	○
13	渋川商工会議所	渋川2403番地	○	○	○
14	上之町文化会館	渋川2352番地1	○	○	○
15	渋川南小学校	渋川2573番地1	○	○	○
16	川原町会館	渋川2306番地	○	○	○
17	裏宿会館	渋川2248番地6	○	○	○
18	元町会館	渋川454番地	○	○	○
19	御蔭会館	渋川3785番地6	○	○	○
20	入沢団地集会所	渋川4番地	○	○	○
21	上郷会館	渋川2710番地	○	○	○
22	藤ノ木集会所	渋川2760番地3	○	○	○
23	辰巳町会館	渋川1822番地21	○	○	○
24	明保野会館	渋川3662番地22	○	○	○
25	阿久津自治会館	阿久津121番地4	○	○	○
26	金井南町住民センター	金井989番地	○	○	○
27	金井本町自治会館	金井1617番地1	○	×	○
28	金島ふれあいセンター	金井1999番地	○	○	○
29	金井南牧自治会館	金井1830番地1	○	○	○
30	金井りんご村住民センター	金井2456番地4	○	○	○
31	上川島住民センター	川島434番地12	○	○	○
32	中川島自治会館	川島1171番地1	○	×	○
33	下川島住民センター	川島196番地4	○	○	○
34	祖母島自治会館	祖母島766番地1	○	×	○
35	上村住民センター	祖母島1600番地2	○	○	○
36	神田原集会所	祖母島2689番地5	○	○	○
37	りんごの里住民センター	金井3018番地14	○	○	○

38	軽浜自治会館	金井 2 7 5 1 番地 3	○	○	○
39	国町住民センター	金井 7 2 8 番地 2	○	○	○
40	南有馬集会所	有馬 8 3 0 番地	○	○	×
41	有馬西部住民センター	有馬 1 1 5 4 番地 7	○	○	○
42	五輪平集落センター	有馬 2 6 3 5 番地	○	○	○
43	有馬会館	有馬 1 3 7 4 番地	○	○	○
44	北有馬住民センター	有馬 1 7 5 番地 2	○	○	×
45	有限会社富士製作所	有馬 2 2 8 9 番地 1 0	○	○	○
46	八木原会館	八木原 9 9 9 番地 1	×	×	○
47	八木原北会館	八木原 5 7 0 番地	○	○	○
48	古巻小学校	八木原 8 5 2 番地	○	○	○
49	古巻中学校	有馬 7 5 3 番地	○	○	○
50	古巻公民館	八木原 6 7 8 番地	○	○	○
51	前橋スイミングスクール	八木原 1 2 7 1 番地 1	○	○	○
52	新屋敷前河原住民センター	半田 7 9 5 番地 3	○	○	○
53	新井住民センター	半田 9 7 1 番地 1	○	○	○
54	御嶽センター	半田 1 0 7 5 番地 2	×	○	○
55	半田喜多集落センター	半田 3 1 6 5 番地	×	○	○
56	半田旧道ふれあいセンター	半田 1 9 9 3 番地 3	×	○	○
57	東町住民センター	半田 1 7 8 5 番地	×	○	○
58	西ノ町会館	行幸田 1 0 3 6 番地 3	○	×	○
59	中筋集会所	行幸田 7 6 2 番地	○	×	○
60	行幸田会館	行幸田 9 0 3 番地	○	×	○
61	豊秋公民館	行幸田 9 4 3 番地 1	○	○	○
62	行幸田団地会館	行幸田 3 2 2 7 番地 2	○	×	○
63	畑中会館	行幸田 2 6 7 番地 1	×	○	○
64	本石原会館	石原 5 6 0 番地	○	○	○
65	石原西住民センター	石原 1 2 7 1 番地 2	○	○	○
66	高源地会館	石原 1 6 1 5 番地	○	×	○
67	西浦集会所	石原 1 5 9 3 番地 1	○	○	○
68	中村会館	中村 2 9 3 番地	○	○	○
69	熊野町会館	石原 1 5 7 番地	○	○	○
70	石原田中公会堂	石原 4 0 5 番地 9	○	○	○
71	伊香保公民館	伊香保町伊香保 1 6 3 番地 1	○	○	○
72	石段広場	伊香保町伊香保 6 1 5 番地 2	○	○	○
73	外野コミュニティーセンター	伊香保町伊香保 4 0 3 番地 4 4	○	○	○
74	日の出会館	伊香保町伊香保 3 8 2 番地 1 6	○	○	○
75	世代間交流館	伊香保町伊香保 3 5 3 番地 1	○	○	○
76	そとの会館	伊香保町伊香保 3 2 6 番地 4	○	○	○
77	香東集会所	伊香保町伊香保 5 3 0 番地 9 5	○	○	○
78	伊香保中学校	伊香保町伊香保 5 4 4 番地 1 6	○	○	○
79	消防団第 1 4 分団詰所	伊香保町伊香保 5 2 5 番地 1 2	○	○	○
80	伊香保屋外運動場	伊香保町伊香保 5 2 8 番地 4	○	○	○

81	コスモス会館	伊香保町湯中子 1 4 番地 1	○	×	○
82	伊香保小学校	伊香保町伊香保 3 2 2 番地 1	○	○	○
83	湯中子会館	伊香保町湯中子 7 4 3 番地 1	○	○	○
84	湯中子児童遊園	伊香保町湯中子 3 9 7 番地 1	○	○	○
85	消防団第 1 5 分団詰所	伊香保町伊香保 3 0 0 番地 7	○	○	○
86	水沢自治会館	伊香保町水沢 2 3 3 番地 1 8	○	○	○
87	水澤寺	伊香保町水沢 2 1 4 番地	○	○	○
88	消防団第 1 6 分団詰所	伊香保町水沢 2 2 7 番地 1	○	○	○
89	大日向自治会集会所	伊香保町伊香保 6 6 9 番地 5 5	○	○	○
90	振興住民センター	小野子 4 1 番地 5	○	○	○
91	下小野子住民センター	小野子 5 9 0 番地 6	○	○	○
92	環境学習多目的施設	小野子 3 6 1 0 番地	○	○	○
93	昭和住民センター	小野子 9 6 9 番地 4	○	×	○
94	木の間住民センター	小野子 1 1 0 1 番地	○	×	○
95	中部住民センター	小野子 1 5 8 9 番地 2	○	×	○
96	小野上地域福祉センター	小野子 9 番地 1	×	○	○
97	小野子生活改善センター	小野子 1 9 9 7 番地 2	×	○	○
98	小野子集会所	小野子 2 3 0 9 番地 2	×	○	○
99	東部住民センター	小野子 2 5 0 4 番地 2	○	×	○
100	西部住民センター	小野子 2 8 6 8 番地 4	○	×	○
101	伊久保住民センター	村上 3 5 4 8 番地 1	○	×	○
102	程久保住民センター	小野子 3 3 9 1 番地 2	○	×	○
103	上中尾住民センター	村上 2 2 3 9 番地 3	○	×	○
104	下中尾住民センター	村上 2 3 8 0 番地 1	○	×	○
105	堀の内住民センター	村上 3 1 3 9 番地 1	○	×	○
106	共栄集会所	村上 2 9 9 4 番地 1	○	○	○
107	小野上公民館	村上 3 7 5 6 番地 3	×	○	○
108	小野上温泉センター	村上 3 0 5 番地 2	×	○	○
109	村上生活改善センター	村上 2 6 4 1 番地 1	○	×	○
110	原集会所	村上 9 2 8 番地 1	○	○	○
111	谷の口住民センター	村上 1 6 8 2 番地 2	○	○	○
112	塩川住民センター	村上 2 0 2 番地	○	×	○
113	上組地区集会所（養神館）	上白井 9 7 5 番地	○	×	○
114	日出島住民センター	上白井 3 4 0 番地	○	×	○
115	暮沢集会所	上白井 1 1 4 0 番地	○	×	○
116	日出島キャンプ場	上白井 2 7 3 番地 1	×	○	○
117	旧上白井小学校	上白井 1 7 8 7 番地	○	×	○
118	上白井中組自治会館	上白井 2 1 8 7 番地 2	○	×	○
119	大淵集会所	上白井 1 3 2 1 番地 9 5	○	×	○
120	東伊熊集会所	上白井 1 9 6 9 番地 1	○	×	×
121	立和田集会所	上白井 2 3 8 4 番地 2	○	×	○
122	旧パース専門学校	上白井 2 5 6 4 番地 6	○	○	○
123	子麓住民センター	上白井 3 3 4 7 番地 1	○	×	○

124	浅田住民センター	中郷 1 8 2 番地	○	×	○
125	子持総合運動場	中郷 2 5 3 7 番地 1 2	○	○	○
126	中郷小学校	中郷 2 6 2 6 番地	○	×	○
127	北部学校給食共同調理場	中郷 4 4 7 番地 9	○	○	○
128	加生住民センター	中郷 2 8 6 1 番地 4	○	×	○
129	子持中学校	中郷 2 2 5 8 番地 3	○	○	○
130	中郷住民センター	中郷 1 1 3 4 番地	○	×	○
131	横堀集落センター	横堀 9 9 2 番地 3	○	○	○
132	長尾小学校	北牧 8 5 番地	○	○	○
133	萬日会館	北牧 9 1 5 番地 1	○	○	×
134	河原ミニ公園	北牧 9 5 5 番地	×	×	○
135	稻荷集落センター	北牧 1 2 0 9 番地 9	○	×	○
136	八幡住民センター	北牧 1 0 8 0 番地 5	○	○	○
137	宮地集落センター	北牧 1 6 8 6 番地 1	×	○	○
138	後組住民センター	北牧 4 1 5 番地 3	○	○	○
139	前組住民センター	北牧 3 8 0 番地 1 0	○	×	○
140	北一住民センター	北牧 1 0 5 番地 8	○	○	○
141	子持公民館	吹屋 3 8 0 番地 1	○	○	○
142	子持社会体育館	吹屋 6 5 8 番地 1 0	○	○	○
143	吹屋参集殿	吹屋 6 5 9 番地 3 9	○	○	○
144	吹屋原集会所	吹屋 1 0 5 6 番地	○	○	○
145	有限会社若喜屋商店	吹屋 5 2 3 番地	○	○	○
146	白井公会堂	白井 9 0 1 番地 1	○	○	○
147	津久田第一集会所	赤城町津久田 3 1 3 番地 5	○	×	○
148	赤城北中学校	赤城町津久田 2 2 8 0 番地	○	×	○
149	津久田第二集会所	赤城町津久田 2 2 0 番地 1 6	○	×	○
150	障害者支援施設 あかぎ育成園	赤城町津久田 3 9 9 8 番地 2	○	○	○
151	津久田第三集会所	赤城町津久田 1 7 9 番地 1 2	○	○	○
152	津久田第四集会所	赤城町津久田 2 8 6 6 番地 1	○	○	○
153	敷島公会堂	赤城町敷島 5 3 5 番地 1	○	×	○
154	南雲第一集会所	赤城町長井小川田 1 8 7 3 番地 1	×	×	○
155	南雲第二集会所	赤城町長井小川田 1 5 4 6 番地 1	○	○	○
156	旧南雲小学校	赤城町長井小川田 1 4 3 5 番地	○	×	○
157	南雲第三集会所	赤城町長井小川田 1 2 6 2 番地 4	○	○	○
158	みやま公会堂	赤城町深山 1 7 6 番地 4	○	×	○
159	みやまバス回転所	赤城町深山 5 7 3 番地 1	○	×	○
160	芳ヶ沢公会堂	赤城町北赤城山 4 6 0 番地 2 2 4	○	○	○
161	棚下集会所	赤城町棚下 1 2 9 番地 2	○	○	○
162	持柏木公民館	赤城町持柏木 6 2 7 番地	○	○	○
163	溝呂木構造改善センター	赤城町溝呂木 7 3 9 番地 1	○	○	○
164	北上野集会所	赤城町北上野 9 1 番地	○	○	○
165	勝保沢集会所	赤城町勝保沢 6 0 8 番地 5	○	○	×

166	勝保沢倉庫	赤城町勝保沢 6 0 8 番地	○	○	○
167	見立倶楽部	赤城町見立 3 9 0 番地 2	○	○	○
168	滝沢倶楽部	赤城町滝沢 8 5 番地 2	○	○	○
169	上三原田集会所	赤城町上三原田 1 0 9 9 番地 1	○	○	○
170	三原田公民館	赤城町三原田 4 9 0 番地 2	○	○	○
171	樽集会所	赤城町樽 3 9 0 番地 6	○	○	○
172	宮田集成館	赤城町宮田 1 8 5 番地	○	×	○
173	栄集会所	赤城町栄 8 0 4 番地 2	○	○	○
174	三原田団地自治会館	赤城町三原田 6 1 8 番地 2 6	○	×	○
175	八崎多目的研修集会施設	北橘町八崎 2 3 6 番地 5	×	○	○
176	角谷戸多目的研修集会施設	北橘町八崎 6 4 8 番地 3	○	○	○
177	谷津会館	北橘町八崎 7 4 9 番地	○	○	○
178	北町農業者トレーニングセンター	北橘町八崎 1 0 0 5 番地 2	○	○	○
179	八崎三区コミュニティセンター	北橘町八崎 1 4 3 6 番地 6	○	○	○
180	八崎第三区文化センター	北橘町八崎 1 5 1 6 番地	○	○	○
181	分郷八崎公民館	北橘町分郷八崎 4 4 7 番地 4	○	×	×
182	橘北小学校	北橘町八崎 9 9 5 番地	○	○	○
183	上小室コミュニティセンター	北橘町小室 9 7 5 番地 1	○	○	○
184	転作促進センター（下小室）	北橘町小室 3 8 5 番地 1	○	○	○
185	下南室公民館	北橘町下南室 3 1 0 番地	○	○	×
186	上南室農業者研修施設	北橘町上南室 2 5 5 番地 1	○	○	○
187	上箱田転作促進集落センター	北橘町上箱田 7 2 4 番地	○	○	○
188	箱田多目的集会施設	北橘町箱田 7 7 6 番地 1	○	○	○
189	下箱田公会堂	北橘町下箱田 6 5 9 番地	○	○	○
190	下箱田住民センター	北橘町下箱田 6 6 0 番地 5	○	○	○
191	下箱田転作促進集落センター	北橘町下箱田 6 2 番地 1	○	○	○
192	真壁上多目的研修集会施設	北橘町真壁 4 3 番地	○	○	○
193	真壁東多目的集会施設	北橘町真壁 9 9 1 番地	○	○	○
194	真壁美保多目的集会施設	北橘町真壁 8 4 6 番地	○	○	○
195	多目的研修集会施設（下真壁）	北橘町真壁 2 1 6 0 番地	○	○	○
196	硯石開拓センター	北橘町赤城山 1 8 6 番地	○	○	○

3-10 指定避難所一覧

NO	施設名	住所
1	渋川中学校	渋川 2 5 5 5 番地 2
2	渋川北小学校	渋川 6 8 1 番地 2
3	渋川女子高等学校	渋川 2 6 8 4 番地
4	渋川高等学校	渋川 6 7 8 番地 3
5	渋川工業高等学校	渋川 8 番地 1
6	渋川青翠高等学校	渋川 3 9 1 2 番地 1
7	渋川西小学校	金井 2 8 1 7 番地
8	渋川南小学校	渋川 2 5 7 3 番地 1
9	渋川北中学校	金井 1 0 4 4 番地
10	金島小学校	金井 2 3 1 0 番地
11	金島中学校	金井 2 0 0 7 番地 1
12	古巻中学校	有馬 7 5 3 番地
13	古巻小学校	八木原 8 5 2 番地
14	豊秋小学校	石原 1 0 0 1 番地
15	総合公園体育館	渋川 4 2 3 0 番地
16	伊香保中学校	伊香保町伊香保 5 4 4 番地 1 6
17	伊香保小学校	伊香保町伊香保 3 2 2 番地 1
18	伊香保体育館	伊香保町伊香保 5 5 2 番地 2
19	伊香保保育所	伊香保町伊香保 3 3 5 番地 3
20	小野上地域福祉センター	小野子 9 番地 1
21	小野上温泉センター	村上 3 0 5 番地 2
22	小野上小学校	村上 3 7 6 7 番地 1
23	小野上体育館	村上 3 7 8 8 番地 1
24	旧上白井小学校	上白井 1 7 8 7 番地
25	旧パース専門学校	上白井 2 5 6 4 番地 6
26	中郷小学校	中郷 2 6 2 6 番地
27	子持中学校	中郷 2 2 5 8 番地 3
28	長尾小学校	北牧 8 5 番地
29	子持社会体育館	吹屋 6 5 8 番地 1 0
30	三原田小学校	赤城町上三原田 8 5 1 番地 1
31	旧刀川小学校	赤城町見立 2 9 9 番地
32	赤城南中学校	赤城町滝沢 1 9 1 番地 1
33	津久田小学校	赤城町津久田 1 9 0 5 番地
34	赤城北中学校	赤城町津久田 2 2 8 0 番地
35	旧南雲小学校	赤城町長井小川田 1 4 3 5 番地
36	木暮組スポーツパーク 赤城	赤城町北上野 4 4 4 番地
37	橘小学校	北橘町真壁 5 2 4 番地
38	橘北小学校	北橘町八崎 9 9 5 番地
39	北橘中学校	北橘町真壁 4 6 番地
40	中央公民館	渋川 9 0 8 番地 2 1
41	東部公民館	渋川 9 0 8 番地 2 1
42	金島公民館	金井 1 9 9 9 番地
43	渋川公民館	石原 6 番地 1
44	渋川西部公民館	渋川 2 4 7 番地 1
45	古巻公民館	八木原 6 7 8 番地
46	豊秋公民館	行幸田 9 4 3 番地 1
47	伊香保公民館	伊香保町伊香保 1 6 3 番地 1
48	小野上公民館	村上 3 7 5 6 番地 3
49	子持公民館	吹屋 3 8 0 番地 1
50	赤城公民館	赤城町敷島 5 6 8 番地 1
51	北橘公民館	北橘町真壁 2 3 5 4 番地

3-1-1 福祉避難所一覧

	施設名	住所
1	障害者支援施設あかぎ育成園	赤城町津久田3998番地2
2	障害者支援施設 しきしま	赤城町津久田194番地8
3	障害福祉サービス事業所 あけぼの	渋川3641番地6
4	障害者支援施設 かおる園	渋川3668番地4
5	障害者支援施設 清泉園	渋川3668番地4
6	障害者支援施設 さくら園	渋川3668番地4
7	障害者支援施設 誠光荘	渋川2908番地1
8	障害者支援施設 並木路荘	中郷2684番地615
9	障害者支援施設 グレイスホーム	渋川4417番地
10	障害者支援施設 あけぼのホーム	渋川3645番地17
11	障害者支援施設 めぐみの里	渋川3644番地1
12	特別養護老人ホーム永光荘	半田785番地5
13	特別養護老人ホーム春日園	中郷2399番地7
14	特別養護老人ホーム清流の郷	赤城町敷島44番地1
15	特別養護老人ホームねむの丘	北橘町八崎2365番地1
16	特別養護老人ホームひかりの里	渋川2216番地1
17	特別養護老人ホームかない苑	渋川市金井2212番地1
18	伊香保ケアセンター明月	渋川市伊香保町伊香保525番地202
19	特別養護老人ホーム 小野子ヒルズ	渋川市小野子3615番地1
20	特別養護老人ホーム カナン	渋川市渋川4418番地
21	介護老人保健施設 赤城苑	渋川市赤城町北赤城山1055番地1
22	介護老人保健施設 銀鈴	渋川市石原564番地1

3－12 土砂災害防止法に係る要配慮者利用施設

分類	区分	名称	所在地	区域	土砂災害
福祉	学童保育実施施設	津久田学童保育クラブ	洪川市赤城町津久田1905	警戒区域	土石流
教育	公立小中学校	洪川市立津久田小学校	洪川市赤城町津久田1905	警戒区域	土石流
教育	公立小中学校	洪川市立赤城北中学校	洪川市赤城町津久田2280	警戒区域	土石流
福祉	地域密着型通所介護	デイサービスほほえみ	洪川市赤城町津久田236-10	警戒区域	土石流
福祉	有料老人ホーム	実里	洪川市赤城町津久田266-2	警戒区域	土石流
福祉	通所介護	かない苑デイサービスセンター	洪川市金井2212-1	警戒区域	土石流
福祉	短期入所生活介護	かない苑ショートステイサービス	洪川市金井2212-1	警戒区域	土石流
福祉	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム かない苑	洪川市金井2212-1	警戒区域	土石流
福祉	軽費老人ホーム	かなしま	洪川市金井2212-1	警戒区域	土石流
医療	診療所	社会福祉法人松寿会 かない苑診療所	洪川市金井2212-1	警戒区域	土石流
福祉	学童保育実施施設	学童保育所けやきクラブ	洪川市金井2817	警戒区域	土石流
教育	公立小中学校	洪川市立洪川西小学校	洪川市金井2817	警戒区域	土石流
福祉	保育所	たんぼぼ保育園	洪川市上白井2525	警戒区域	土石流
福祉	就労継続支援事業所	はこべら	洪川市川島1122	警戒区域	土石流
福祉	就労継続支援事業所	なずな	洪川市川島1531	警戒区域	土石流
医療	診療所	社会福祉法人誠光会 身体障害者療護施設誠光荘診療所	洪川市洪川2908	特別警戒区域	急傾斜
福祉	障害者支援施設	誠光荘	洪川市洪川2908-1	特別警戒区域	急傾斜
福祉	生活介護事業所	誠光荘	洪川市洪川2908-1	特別警戒区域	急傾斜
福祉	生活介護事業所	デイサービス 桜林館	洪川市洪川2908-1	警戒区域	急傾斜
福祉	短期入所事業所	障害者支援施設 誠光荘	洪川市洪川2908-1	特別警戒区域	急傾斜
教育	公立高等学校	群馬県立洪川青翠高等学校	洪川市洪川3912-1	警戒区域	急傾斜
福祉	児童発達支援事業所	ひまわり園	洪川市洪川3667-2	警戒区域	急傾斜
福祉	放課後等デイサービス	さんふらわあ	洪川市洪川3667-2	警戒区域	急傾斜
教育	公立小中学校	洪川市立小野上小学校	洪川市村上3767-1	警戒区域	土石流

3-1-3 水防法に係る要配慮者利用施設

分類	区分	名称	所在地	対象河川	浸水深(m)
福祉	デイサービス	ゆめ	浜川市中村635-1	利根川下流	0.0-0.5
福祉	有料老人ホーム	ゆめ	浜川市中村635-1	利根川下流	0.0-0.5
福祉	認定こども園	半田こども園	浜川市半田1162-1	利根川下流	0.5-3.0
福祉	通所介護	デイサービス べにばな	浜川市半田1861-1	利根川下流	0.5-3.0
福祉	有料老人ホーム	べにばな2	浜川市半田1861-1	利根川下流	0.5-3.0
福祉	有料老人ホーム	べにばな1	浜川市半田1861-1	利根川下流	0.5-3.0
教育	認定こども園	浜川大島幼稚園	浜川市半田2410	利根川下流	0.5-3.0
医療	診療所	日本カーリット(株) 群馬工場診療所	浜川市半田2470	利根川下流	5.0-10.0
福祉	通所介護	デイサービス ベルジ南浜川	浜川市半田2726-1	利根川下流	5.0-10.0
福祉	有料老人ホーム	ベルジ南浜川	浜川市半田2726-1	利根川下流	5.0-10.0
福祉	有料老人ホーム	ベルジ浜川	浜川市半田1470-1	利根川下流	3.0-5.0
福祉	有料老人ホーム	グランドホーム浜川	浜川市半田1468-1	利根川下流	3.0-5.0
福祉	認知症対応型 通所介護	デイサービス 一番星浜川	浜川市半田934-2	利根川下流	0.5-3.0
福祉	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 一番星浜川	浜川市半田934-2	利根川下流	0.5-3.0
福祉	放課後等デイサービス 生活介護	多機能型アクアマリン	浜川市半田2197-1	利根川下流	5.0-10.0
福祉	グループホーム	ふわふわ浜川	浜川市半田2196-1	利根川下流	5.0-10.0
福祉	就労継続支援事業所	カラフル	浜川市北橋町下箱田626-28	利根川下流	0.0-0.5
福祉	通所介護	デイサービス もてなし日和ゆのえん	浜川市村上288-1	吾妻川	0.5-3.0
福祉	通所介護	小野上デイサービスセンター	浜川市小野子9-1	吾妻川	5.0-10.0
福祉	社会福祉施設	小野上地域福祉センター	浜川市小野子9-1	吾妻川	5.0-10.0
教育	公立幼稚園	浜川市立かに石幼稚園	浜川市村上3751-1	吾妻川	3.0-5.0
教育	公立小学校	浜川市立小野上小学校	浜川市村上3767-1	吾妻川	0.5-3.0
福祉	特別養護老人ホーム	清流の郷	浜川市赤城町敷島44-1	利根川上流	3.0-5.0
医療	診療所	あかぎ診療所	浜川市赤城町敷島44-7	利根川上流	0.5-3.0
福祉	就労継続支援事業所	シャローム	浜川市赤城町津久田1700	利根川上流	0.5-3.0
医療	診療所	小野上歯科診療所	浜川市村上3792-6	吾妻川	0.5-3.0

3-14 災害備蓄品等整備状況

区分	物品名		単位	備蓄数
食料品	保存食	アルファ米 (100g)	食	7,500
		アルファ米 (炊き出し)		1,250
		カンパン		7,200
		保存用パン		7,200
		流動食(缶)	本	1,350
	合 計			24,500
	保存水 (500ml)		本	24,000
	乳児用ミルク(スティックタイプ)		本	250
	乳児用ミルク(スティックタイプ アレルギー用)		本	60
	乳児用液体ミルク		本	210
	使い捨てほ乳ボトル		個	800
生活用品	ウォーターコンテナ (16ℓ)		個	816
	ポリタンク (20ℓ)		個	20
	ブルーシート (3.6×5.4)		枚	700
	テント (5人用)		張	198
	パイプテント (2間×3間)		張	21
	パイプベッド		台	510
	タープ		枚	4
	毛布		枚	1,630
	アルミ蒸着シート簡易寝袋		枚	1,920
	ロープ (40m)		本	425
	防災かまど (7升)		台	8
	カセットコンロ		台	16
	カセットボンベ		本	60
	トイレ	簡易便座	台	8
		簡易トイレ用テント	張	8
		排便収納袋 (100/箱)	箱	28
		ワンタッチトイレ	箱	480
		オストメイトトイレ	台	2
	ワンタッチパーティション		張	538
	間仕切りパーティション		組	30
	LED照明器具		台	12
	パルスオキシメーター		台	51
	電子体温計		台	51
	上腕式血圧計		台	51
	ミストジェネレーター		台	13
	体温検知カメラ		台	13
	大型ストーブ		台	6
生理用品	大人用おむつ (M-L)		枚	288
	大人用おむつ (L-LL)		枚	256
	乳児用おむつ (S)		枚	248
	乳児用おむつ (M)		枚	1,972
	乳児用おむつ (L)		枚	880
	乳児用おむつ (BIG)		枚	1,064
	生理用品		枚	4,662
	おしりふき		枚	13,800
	救助工具セット		セット	6
	剣先スコップ		本	47
	つるはし		本	32

資 機 材	かけや	本	27
	脚立	脚	10
	発電機	台	17
	投光器	基	15
	ランタン懐中電灯	本	37
	コードリール	個	12
	携帯電話等充電拠点セット	式	6
	チェーンソー	台	5
	メガホン	個	10
	リヤカー	台	5
医 療	救急箱	台	7
通 信	固定型防災行政無線屋外拡声子局	基	6
	防災行政無線屋外拡声子局	基	256
	移動型防災行政無線	台	50
倉 庫	備蓄倉庫(3.95m×2.4m, 6.0m×2.4m)	棟	7

R7.3月末現在

〈防災備蓄倉庫の配置〉

市役所・中央公民館・西部公民館・金島公民館・古巻公民館・豊秋公民館
小野上行政センター

〈その他の保管場所〉

伊香保行政センター(10m²)・子持行政センター(10m²)
赤城行政センター(10m²)・北橘行政センター(124m²)

1 食糧の備蓄

想定する避難者数3, 234人×7食分=22, 638食

3-1 降雪時の対応

渋川市内における降雪時の対応について

令和5年6月

体 制	実 施 事 項
情報収集体制 設置判断に資する情報 ・大雪注意報 (12 時間降雪が平地：深さ 5 cm、 山地：深さ 10cm を超えると予想される場合)	【危機管理室】 情報の入手、分析、評価、判定 【土木維持課】 待機、機材準備、業者依頼準備、道路情報入手
災害警戒本部 (危機管理監・総合戦略部長・総務部長・市民環境部長・福祉部長・育都推進部長・建設交通部長・産業観光部長・教育部長) 設置判断に資する情報 ・大雪警報 (12 時間降雪が平地：深さ 20 cm、 山地：深さ 30cm を超えると予想される場合)	【危機管理室】 情報の入手、分析、評価、判定、常駐 【交通政策課】 JR、バス運行状況の確認 【市民協働推進課】 自治会、行政センターとの連携 ※行政センターは各地区の情報収集 【地域包括ケア課】 要配慮者対応の検討 【高齢者安心課】 要配慮者対応の検討 【介護保険課】 要配慮者対応の検討 【土木維持課】 待機、機材準備、業者依頼準備、道路情報入手 道路除雪開始（降雪量 10 cm 以上） ※「渋川市道路除雪計画」により対応 【観光課】 市営駐車場等の除雪開始（5 cm 程度から） ロープウェイ：2 cm 程度から除雪開始 ※「観光施設の除雪体制」により対応 【教育総務課】 ・小中学校との連絡 ・スクールバスの運行対応 【学校教育課】 ・小中学校との連絡・調整 ・市立小中学校・市立幼稚園の登下校調整、臨時休校・休園

災害特別警戒本部 (全部局長) 設置判断に資する情報 ・降雪量30cm以上(山地・平地)	【危機管理室】 除雪情報入手(国・県・市道) 気象情報入手、関係機関情報共有、常駐 【交通政策課】 JR、バス運行状況の確認 【市民協働推進課】 自治会、行政センターとの連携 ※行政センターは各地区の情報収集 【地域包括ケア課】 要配慮者対応の検討 【高齢者安心課】 要配慮者対応の検討 【介護保険課】 要配慮者対応の検討 【土木維持課】 選定済み排雪場所と業者の調整、除雪状況の把握 【観光課】 観光協会との連携 【教育総務課】 ・小中学校との連絡 ・スクールバスの運行対応 【学校教育課】 ・小中学校との連絡・調整 ・市立小中学校・市立幼稚園の登下校調整、臨時休校・休園
災害対策本部 (市長・副市長・教育長・全部局長) 設置判断に資する情報 ・特別警報の発表 ・積雪量40cm以上で災害の発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合	【全庁体制】 職員：1/3・2/3・全職員の動員

渋川市道路除雪計画

令和 6 年 1 2 月改訂

建設交通部土木維持課

澁川市道路除雪計画

澁川市道路除雪計画は次のとおりとする。

1 目的

この計画は、市民の安全と安心を確保するため、冬期における円滑な道路交通を維持することを目的とした道路除雪に関する基本事項を定め、地域住民の積極的な協力を得ながら、円滑な道路除雪の実施することを目的とする。

2 除雪路線

除雪の計画路線は、市が管理する主要幹線道路を主体として、国道・県道との連絡、物資の輸送、通勤・通学などに必要な路線とする。

3 除雪路線区分

除雪路線区分は、その路線の重要度・幅員・線形・沿道状況を勘案して、第1種、第2種、その他の3段階とし、併せて、それぞれの区分における除雪目標を定める。

区分	除雪目標（通常降雪時）	除雪目標（異常降雪時）	備 考
第1種	除雪幅員は、2車線確保を原則とし、異常降雪時以外は常時交通を確保する。	異常降雪時においては1車線を確保し、降雪後すみやかに2車線の確保を図る。	1級市道及びこれに準ずる市道（国、県道へのアクセス）
第2種	除雪幅員は、2車線確保を原則とし、異常降雪時以外は常時交通を確保する。	異常降雪時においては1車線を確保し、必要に応じて待避所を設ける。	2級市道及びこれに準ずる市道（駅、病院等へのアクセス及びバス路線）
その他	除雪幅員は、1車線を確保するとともに、必要に応じて待避所を設ける。ただし、第1種、第2種を優先しその後路線の確保を図る。	除雪幅員は、1車線を確保するとともに、必要に応じて待避所を設ける。ただし、第1種、第2種を優先しその後路線の確保を図る。	その他市道（地区内重要路線）

4 除雪実施基準

除雪実施基準は次のとおりとする。

(1) 実施基準

① 通常降雪時（おおむね10cm以上の降雪が見込まれる場合）

- ・各除雪班長は降雪が10cm以上となった場合もしくは、10cmを超えると予想される場合は、所属長の了解のもと、受託業者もしくは職員に除雪出動を発令する。
- ・第1種、第2種、その他の路線について、除雪車出動後6時間以内を目処に除雪目標を完了させる。
- ・歩道及び路肩除雪については、できる限り周辺住民並びに自治会等の協力により実施する。

② 異常降雪時（渋川市地域防災計画に基づき設置された災害対策本部の指示があった場合もしくは、大雪における群馬県道路除雪行動計画が発令された場合）

- ・除雪路線は第1種、第2種路線を優先路線とし、除雪車出動後12時間以内を目処に除雪目標を完了させる。
- ・その他路線は、優先路線を確保後、除排雪を実施する。

(2) 凍結防止剤散布

路面凍結により通行に支障がある場合又は支障になると予想される場合に実施する。

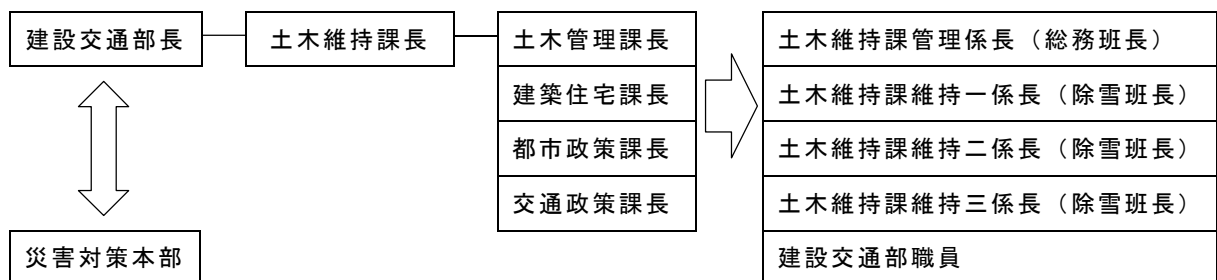
(3) 運搬排雪

路肩への堆雪により幅員減少や視距障害等の交通障害が発生した場合又は予想される場合に実施する。

5 道路除雪対策本部組織及び配備体制

道路除雪の実施に伴い庁内組織として道路除雪対策本部を次のように組織する。

(1) 道路除雪対策本部組織



※ なお、渋川市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部が除雪対策を包括するものとする。

(2) 配備体制

道路除雪対策は、下記により活動体制に入るものとする。

総務班、除雪班は次の区分により配備体制を整える。

区 分	配備体制
降雪警戒体制	総務班 (ア) 大雪注意報が発表された場合又は気象情報などから降雪が予想される場合は、各除雪班との調整をはかり、速やかに出動できる体制を整えると共に情報収集に努める。 (イ) 大雪警報が発表された場合は警戒体制をとり、総務班長は職場待機とし、降雪の情報収集に努め、各除雪班や関係機関(別表1)との調整を図る。 除雪班 (ア) 大雪注意報が発表された場合又は気象情報もしくは受託業者からの情報等により降雪が予想される場合は、速やかに出動できる体制を整える。 (イ) 大雪警報が発表された場合は警戒体制をとり、各除雪班長は職場待機とし、降雪の情報収集に努め、総務班との調整を図る。
通常降雪時配備体制	総務班 (ア) 各除雪班長より除雪出動が発令された場合は、各除雪班との連絡調整、各機関との連絡調整、除雪班補助業務及び市民からの問い合わせ等の対応に努める。 除雪班 (ア) 各除雪班長は、降雪10cm以上となった場合又は10cmを超えると予想される場合は、所属長等の了解のもと、受託業者及び職員に除雪出動を発令する。 (イ) 各除雪班長は、受託業者に対し、除雪実施基準に従い除雪作業を実施させると共に、進捗状況の把握に努め適宜所属長に報告するものとする (ウ) 各除雪班長は、降雪状況等により、路面凍結の恐れがあると判断した場合は、凍結防止剤散布の指示を受託業者及び職員に発令する。
異常降雪時配備体制	総務班 (ア) 異常降雪との判断が出た場合は、災害対策本部、道路除雪対策本

	部及び関係機関との連絡調整を行う。 (イ) 市民からの通報等の対応については、除雪班との調整を図る。 除雪班 (ア) 各除雪班長は降雪状況により受託業者に対し除雪目標の変更を発令する。 (イ) 各除雪班長は除雪状況により排雪の必要が生じた場合は指定の排雪場所に排雪の指示を発令する。 (ウ) 各除雪班長は除雪状況の把握に努め、適宜所属長、道路除雪対策本部及び災害対策本部に報告するものとする。 (エ) 所属長は除雪状況及び市民要望を踏まえ、必要に応じて建設交通部内各所属長に職員の動員を依頼するものとする。
--	--

6 地区別除雪延長

地区名	除雪路線数	除雪延長 (m)	備 考
渋 川	1 0 8	9 7 , 5 1 0	
伊香保	4 3	2 8 , 1 3 0	
小野上	8 0	5 0 , 5 0 0	
子 持	7 1	5 6 , 0 5 0	
赤 城	2 3 6	1 3 9 , 0 9 0	
北 橘	6 3	4 6 , 8 9 0	
計	6 0 1	4 1 8 , 1 7 0	

7 排雪場所

異常降雪時の市街地における排雪場所は下記のとおりとする。

- ・ 渋川地区 「坂東緑地公園」 河川敷を含む
- ・ 伊香保地区 「徳富蘆花記念文学館駐車場」 河川敷を含む
- ・ 小野上地区 「小野上温泉公園」 河川敷を含む
- ・ 子持地区 「渋川市上白井運動場駐車場」
- ・ 赤城地区 「沼尾川親水公園」 河川敷を含む
- ・ 北橘地区 「利根川河川敷公園」 河川敷を含む

8 市民への協力要請

下記の事項について、「広報」等で周知に努め、除排雪に対する市民の協力を要

請する。

- ① 路上駐車 of 自肅について
- ② 除雪に伴う自宅前の堆雪について
- ③ 自宅前周辺道路等の自主的除排雪について
- ④ 地域ぐるみの除排雪活動の推進について

9 その他

- (1) 除雪機械のオペレーターは、事前に点検整備を実施し、故障による事故や運休のないように努めること。
- (2) 除雪作業中は、他の安全に十分注意し、人身及び物損事故のないように努めること。
- (3) オペレーターは常に健康管理に努めること。
- (4) 凍結防止剤及び山砂の在庫状況の把握に努め必要に応じて補充を行うこと。

別表 1 関係機関

名 称	電話番号	適 用
国土交通省 高崎河川国道事務所 前橋出張所	027-251-2828	国道 17 号吾妻新橋左岸から前橋方面
国土交通省 高崎河川国道事務所 沼田維持修繕出張所	0278-22-2656	国道 17 号吾妻新橋左岸から沼田方面
群馬県 渋川土木事務所	0279-22-4055	主要地方道（市内全線）、一般県道（市内全線）、 国道 353 号、国道 291 号（市内全線）
群馬県渋川警察署	0279-23-0110	交通規制等
渋川広域消防本部	0279-25-0119	交通規制等

観光施設の除雪対応

1 夜間に降雪があった場合 (除雪を早朝から実施する場合)

(1) 連絡体制

消防本部警防課 西分署

↓ ※ 積雪情報(2cm以上)を消防署に依頼しているが、消防署は定刻で観測しておらず、消防署で観測した時点でメール発信となるため、積雪が確認でき次第連絡するものとする。
(連絡時間は参考とし、積雪状況等により変更する場合がある。)

5:00

観光施設係長 → 観光課長
○ 気象の状況で、5cmを超えると予想される場合は、除雪出動を発令する。
(5cm未満でも駐車場利用に支障が生じる場合は除雪出動を発令する。)

観光施設係長 → 第1班
→ 第2班
→ 委託業者

★【第1班】※P4、P2、P3、石段の湯駐車場、アルウィン別邸の除雪完了後、第2班と合流

★【第2班】※石段の湯前、関所、石段延伸部、P5駐車場の除雪完了後、第1班と合流

※ 観光施設係の女性職員は事務所待機とする。
※ 除雪の完了状況により、別班の応援に加わるものとする。

★施設維持管理臨時職員 ※ 臨時職員は担当者からの連絡に応じ対応するものとする。

(2) 実施体制

除雪場所		除雪手段	開始時刻	備考
職 員	駐車場施設等	人力 トラクター	6:30～	・職員は、左記終了後、業者委託の観光施設(物間駐車場又は文学の小径)に合流 ・積雪の状況により駐車場を閉鎖 ※特にP3は注意
	その他			
委託業者	駐車場	除雪車	6:00～	・P4、P2、P3、P5などの除雪状況によって、左記駐車場の除雪完了後に対応を依頼 ・物間、常磐駐車場のスロープに融雪剤を散布
	観光施設			
臨時職員 シルバー	施設維持	人力	7:00～ 通常勤務 積雪状況 による 通常勤務 通常勤務	・2時間早出・早帰り
	まちなか			
	ロープウェイ			
	駐車場			
臨時職員 シルバー	石段の湯	人力	7:00～ 通常勤務 積雪状況 による 通常勤務 通常勤務	・2時間早出・早帰り
	石段の湯			

(3) 職員の集合場所: アルウィン公園東(バス駐車場)

① アルウィン公園北駐車場の除雪が完了したらアルウィン公園北駐車場へ移動する。
(注) 除雪作業に影響するため、除雪完了前にフラップ式駐車場には車を駐車しないでください。

(4) 備考

① 除雪開始時間は上記を原則とするが、降雪状況等により変更の場合あり。
② 上記以外の観光施設は、降雪等の状況により別途判断し実施する。

資料3-18 農業用ため池等一覧表

農業用ため池等一覧

令和4年3月末時点

1 農業用ため池

番号	ため池名称	所在地	ため池諸元			防災重点 農業用 ため池	特定 農業用 ため池	耐震点検 実施年度	豪雨調査 実施年度	劣化状況 評価実施 年度	ハザード マップ 作成年度
			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千 m^3)						
1	久保貯水池	渋川市八木原297-1	1.2	59.0	1.650						
2	石原貯水池(後堤)	渋川市石原1696	6.6	72.0	40.380	○	○	H25		R5	H25
3	中野貯水池	渋川市祖母島2506	6.9	29.2	5.350	○	○	H29	R1		R2
4	川島第1調整池	渋川市川島1828-3	3.7	91.0	4.250	○		H25		R4	H25
5	川島第2調整池	渋川市川島1505	4.1	116.0	2.750	○		R2		R4	R2
6	入沢調整池	渋川市渋川3331-20	3.3	49.0	2.600	○		R2		R5	R4
7	石原調整池	渋川市石原2688-11	7.4	85.0	2.000	○		H25		R4	H25
8	寿々川調整池	渋川市行幸田1778-2	7.0	78.0	2.900	○		R2		R4	R2
9	伊泉谷戸溜池	渋川市北橋町小室1548	5.7	70.0	1.900	○	○	H25	R1	R5	H25
10	中島溜池	渋川市北橋町小室831-1	5.0	39.0	0.495						
11	二又の池	渋川市北橋町下南室406	4.4	47.0	0.742	○	○				
12	宮谷戸溜池	渋川市北橋町下南室65	4.5	75.0	0.495	○	○	R2	R2	R4	R2
13	清水田用水池	渋川市北橋町真壁1492	3.5	21.0	0.490						
14	弁天池	渋川市北橋町真壁995	4.6	56.0	1.875	○	○	R2	R2	R5	R4
15	大谷の堤	渋川市北橋町小室1593	6.0	106.0	13.586	○	○	H25	R1	R3	H25
16	水上貯水池	渋川市赤城町北上野274-1	3.1	36.0	0.885						
17	南の内貯水池	渋川市赤城町勝保沢290-2	2.1	23.0	0.720						
18	溜井貯水池	渋川市赤城町見立431-1	4.5	32.0	2.680	○	○	R2	R2	R5	R2
19	八幡貯水池	渋川市赤城町上三原田1059	7.0	26.0	0.500						
20	柳窪貯水池	渋川市赤城町見立431-1	1.7	10.0	0.400						
21	戸室貯水池	渋川市小野子2831-2	3.4	38.0	0.223	○	○	R2	R2	R5	R2
22	谷の口貯水池	渋川市村上1619-9	2.5	21.0	0.200						
23	宮原貯水池	渋川市小野子312-1	5.0	33.0	1.256	○		R2		R5	R2
24	八木沢貯水池	渋川市小野子705-3	3.8	82.0	3.010	○		R2		R5	R4
25	関口沢貯水池	渋川市小野子1297-4	5.0	161.0	18.219	○		R2	R2	R4	R4
26	宮沢貯水池	渋川市小野子1501	6.8	62.0	3.365	○		R2		R5	R2
合計						18池	9池	17池	8池		17池

2 農業用ダム

番号	ダム名称	所在地	ダム諸元			防災重点 農業用 ため池	特定 農業用 ため池	耐震点検 実施年度	豪雨調査 実施年度	劣化状況 評価実施 年度	ハザード マップ 作成年度
			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千 m^3)						
1	茂沢ダム	渋川市有馬2431	24.6	135.0	172.640	—	—	H26	R1	—	H29

資料 3－19 火災・災害等即報要領

■火災・災害等即報要領（火災等即報）

直接即報基準		
個別基準	交通機関の火災	船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの (1) 航空機火災 (2) トンネル内車両火災 (3) 列車火災
	危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に伴う事故で次に掲げるもの (1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等 (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	(1) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (2) 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射能が検出される等の事象の通報が市長にあったもの (3) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	その他	(1) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 (2) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

■火災・災害等即報要領（救急・救助事故即報）

直接即報基準	
個別基準	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

■資料 火災・災害等即報基準

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- 1 死者（交通事故による者を除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2 負傷者が5名以上発生したもの
- 3 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5 河川への危険物等流出事故
- 6 高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

資料 3－20 災害履歴

1 地震

発生年月日	地震名（震源）	マグニチュード	震度	被害状況
1916.2.22 （大正 5 年）	－ （浅間山麓）	6.2	3：前橋	家屋全壊 7 戸、半壊 3 戸、一部損壊 109 戸
1923.9.1 （大正 12 年）	関東大震災 （小田原付近）	7.9	4：前橋	負傷者 9 人、家屋全壊 49 戸、半壊 8 戸
1931.9.21 （昭和 6 年）	西埼玉地震 （埼玉県仙元山付近）	6.9	5：前橋	死者 5 人、負傷者 55 人、家屋全壊 166 戸、半壊 1,769 戸
1964.6.16 （昭和 39 年）	新潟地震 （新潟県沖）	7.5	4：前橋	負傷者 1 人
2004.10.23 （平成 16 年）	新潟県中越地震 （新潟県中越）	6.8	5 弱：渋川市北橋・高崎・沼田・片品	負傷者 6 人、家屋一部損壊 1,055 戸
2011.3.11 （平成 23 年）	東北地方太平洋沖地震 （太平洋三陸沖）	9.0	6 弱：桐生 5 弱：渋川・高崎・前橋など	死者 1 人、負傷者 41 人、家屋半壊 7 戸、一部損壊 17,246 戸、火災 2 件
2018.6.17 （平成 30 年）	群馬県南部地震 （群馬県前橋市粕川町）	6.3	5 弱：渋川市	瓦の落下（2 軒）

2 風水害等

発生原因	発生日	前橋の風速・降雨量	群馬県内での主な被害状況
カスリン台風	昭和 22 年 9 月 14 日～ 15 日	前橋 最大風速 12.2 m/s 総降雨量 391.6 mm	死者 592 人、負傷者 1,231 人、行方不明 107 人、家屋全壊 1,936 戸、半壊 1,948 戸、床上浸水 31,247 戸、床下浸水 39,808 戸、水田流失 5,063 町歩、田畑冠水 24,403 町歩、畑流失 5,255 町歩、堤防決壊 341 箇所、橋梁流失 336 箇所、道路損壊 484 箇所、鉄道被害 178 箇所
キティ台風	昭和 24 年 8 月 31 日～ 9 月 1 日	前橋 最大風速 24.4 m/s 総降雨量 90.5 mm	死者 44 人、負傷者 89 人、行方不明 5 人、家屋全壊 326 戸、半壊 1,834 戸、流失 114 戸、床上浸水 758 戸、床下浸水 2,535 戸、田流失 494 町歩、水田冠水 1,216 町歩、堤防決壊 193 箇所、橋梁流失 339 箇所、道路損壊 555 箇所、鉄道被害 50 箇所
台風第 7 号	昭和 34 年 8 月 12 日～ 14 日	前橋 最大風速 23.1 m/s 総降雨量 189.8 mm	死者 7 人、負傷者 26 人、行方不明 3 人、家屋全壊 90 戸、半壊 280 戸、流失 7 戸、一部損壊 1,546 戸、床上浸水 126 戸、床下浸水 1,369 戸、水田流失 11ha、畑流失 41ha、橋梁被害 18 箇所、道路損壊 280 箇所、かげ崩れ 163 箇所、鉄道被害 6 箇所
伊勢湾台風	昭和 34 年	前橋	死者 10 人、負傷者 27 人、家屋全壊 536 戸、半壊

	9月26日～ 27日	最大風速 24.1m/s 総降雨量 178.8mm	1,826戸、一部損壊8,226戸、床上・床下浸水847戸、田冠水567ha、堤防決壊4箇所、橋梁流失13箇所、道路損壊52箇所、かげ崩れ33箇所
台風第26号	昭和41年 9月24日～ 25日	前橋 最大風速 23.2m/s 総降雨量 124.0mm	死者15人、負傷者92人、家屋全壊447戸、流失2戸、全焼4戸、半壊1,436戸、一部損壊19,332戸、床上浸水519戸、床下浸水3,143戸、田畑冠水5,729ha、堤防決壊240箇所、橋梁流失47箇所、道路損壊244箇所、土砂流等10箇所
台風第15号	昭和56年 8月22日～ 23日	前橋 最大風速 9.0m/s 総降雨量 155.5mm	死者1人、軽傷者2人、家屋全壊6戸、半壊6戸、一部損壊132戸、床上浸水176戸、床下浸水2,293戸、文教施設損壊10件、農地被害17.54ha、農業用施設被害254件、林道被害89箇所、治山被害10箇所、林産被害114箇所、土木施設被害2,427件、農作物被害5,797.1ha、山崩れ437箇所
台風第10号	昭和57年 7月31日～ 8月2日	前橋 最大風速 19.1m/s 総降雨量 199.0mm	死者5人、行方不明1人、負傷者52人、家屋全壊56戸、半壊219戸、一部損壊3,621戸、床上浸水613戸、床下浸水5,121戸、田畑冠水3,317.22ha、田畑流失埋没20.55ha、文教施設損壊55件、道路損壊1,734箇所、橋梁損壊68箇所、河川損壊2,162箇所、がけ崩れ1,220箇所、鉄道不通8箇所、通信被害1,541箇所、砂防被害109箇所
台風第9号	平成19年 9月5日 ～7日	最低気圧7日 981.8hPa、最大風速6日夜遅く東 12.6m/s、総降水量5日～7日153.5mm	負傷者4人、家屋全壊6棟、半壊39棟、一部損壊13棟、床上浸水62棟、床下浸水223棟、田畑冠水278ha、田畑流失埋没70ha、文教施設損壊8件、道路損壊723箇所、橋梁損壊3箇所、河川損壊125箇所、崖崩れ155箇所、鉄道不通2箇所、砂防被害1ヶ所、通信被害48箇所、停電5,812戸、断水3,873戸
台風第26号	平成25年 10月15日 ～16日	最低気圧16日 5時983.1hPa、最大風速16日 11時46分北西 13.9m/s、総降水量15日 ～16日 106.5mm	重傷1人、軽傷1人、住家半壊1棟、一部破損16棟、畑流出・埋没0.05ha、停電5,271戸
台風第19号 (令和元年東日本 台風)	令和元年 10月12日 ～13日	中心気圧12日 980.8hPa、最大風速12日 21時北西 9.6m/s 総雨量12日～ 13日233.5mm	(市内) 指定避難所：開設21カ所、避難者573名 大雨特別警報（浸水害・土砂災害）

3 突風・豪雨

前橋市・伊勢崎市 突風、渋川市突風	平成27年 6月15日	渋川市における竜巻の強さは藤田スケールでF0と推定され、被害範囲の長さは約2.5km、幅は約900mであった。	(県内) 軽傷2人、住家半壊2棟、一部破損178棟、床下浸水2棟、学校被害5棟、病院被害1棟、停電1,928戸 (市内) 人的被害なし 建物被害: 6棟(物置の倒壊・横転、屋根・壁の破損)
豪雨及び台風13号	平成28年 9月7日	台風により7日早朝には記録的短時間大雨情報が発表される大雨となった 累計雨量 小野上 211mm 渋川 201mm	(県内) 軽傷者1人 住家半壊2棟、一部破損2棟、床上浸水3棟、床下浸水15棟 (市内) 人的被害なし 床上浸水3棟、床下浸水12棟
豪雨	平成29年 7月26日	早朝に大雨となり住宅が床下浸水する被害が発生した。	(市内) 人的被害なし 床下浸水2棟
突風	平成29年 8月22日	伊香保地区に突風が発生し、倒木、伊香保小学校体育館の屋根の一部が剥がれる被害があった。	(市内) 人的被害なし 倒木7本、民地倉庫屋根破損、蘆花記念館駐車場閉鎖 地倉庫屋根破損

4 雪害

原因	発生日	積雪量	群馬県内の主な被害状況
大雪	平成26年 2月14日～ 15日	前橋 73cm (渋川市内 (市役所)は 108cm を観測(市役 所職員が計 測))	(県内) 死者8人、負傷者94人、行方不明なし 住家 全壊2棟、半壊0棟、一部破損多数、床上浸水1棟、床下浸水4棟 非住家 全壊13棟、半壊3棟 農業被害多額 その他、カーポートなど多数損壊

資料編 3－2 1 災害危険箇所

1 浸水想定区域

■浸水想定区域の状況

実施主体	対象河川	想定降雨	想定内容
群馬県	利根川	1 0 0 0 年に 1 回 程度発生するような 雨 (4 9 1 mm ／ 7 2 時間)	半田、下郷地内では、浸水深 1 0 メートル以上の浸水が想定される区域がある。 また、浸水継続時間が 7 2 時間を超える区域や家屋倒壊等氾濫想定区域も多数箇所存在する。

2 山地災害危険地区数

■山地災害危険地区数の状況

市町村名	山腹崩壊 危険地区	地滑り 危険地区	崩壊土砂流出 危険地区
渋 川 市 (民 有 林)	1 1 5	3	1 3 0
渋 川 市 (国 有 林)	2	—	—

3 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

市内には、3 5 1 箇所の土砂災害警戒区域、3 1 3 箇所の土砂災害特別警戒区域がある。

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	2 4 0	2 3 8
土石流	1 0 6	7 5
地すべり	5	0

区域内の戸数

	全体	渋川				伊香保	小野上	子持	赤城	北橘
		渋川	金島	豊秋						
戸数	2,926	1,087	265	383	439	365	241	407	767	59

(令和 3 年 8 月県提供資料)

資料編 3 - 2 2 地震

緊急地震速報で用いる区域の名称等

県名	区域の名称	郡市町村名
群馬県	群馬県北部	沼田市、吾妻郡[中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町]、利根郡[片品村、川場村、昭和村、みなかみ町]
	群馬県南部	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡[榛東村、吉岡町]、多野郡[上野村、神流町]、甘楽郡[下仁田町、南牧村、甘楽町]、佐波郡[玉村町]、邑楽郡[板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町]

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

緊急地震速報の普及、啓発

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 〈注意〉 ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 〈注意〉 ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、穏やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	・国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長期地震動階級1以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を10分程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

南海トラフ地震関係

■情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM0.7以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の水位等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（正臨時情報を発表する場合を除く）	

資料 3－2 3 火山

■噴火警戒レベル一覧表

種別	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域 又は噴火警 報)	居住地域及びそ れより火口側	居住区域 厳重警戒	居住地域に重大な被害を及 ぼす噴火が発生、あるいは 発生すると予想される状況。
警報	噴火警報 (火口周辺 又は火口 周辺警報)	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な 影響を及ぼす噴火が発生、 あるいは発生すると予想さ れる状況。
		火口から少し離 れた所までの火 口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす噴 火が発生、あるいは発生す ると予想される状態。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、 火口内で火山灰の噴出等が 見られる状態。

■降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0. 1 mm 以上 1 mm 未満
少量	0. 1 mm 未満

■降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控 える】	完全 に覆 われ る	視界 不良 とな る	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性 肺疾患（肺気腫等）が悪 化し健康な人でも目・鼻 ・のど・呼吸器等などの 異常を訴える人が出始め る	運転を控える 降ってくる火山灰や 積もった火山灰をま きあげて視界不良と なり、通行規制や速 度制限等の影響が生 じる	がいしへの火 山灰付着によ る停電発生や 上水道の水質 低下及び給 水停止のおそれ がある
やや 多量	0.1mm ≤ 厚 さ ≤ 1mm 【注意】	白線 が見 えに くい	明らか に降 って いる	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を 持つ人は症状悪化のおそ れがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合 は視界不良のおそれ がある 道路の白線が見えな くなるおそれがある	稲等の農作物 が収穫できな くったり、 鉄道のポイン ト故障等によ り運転見合わ せのおそれ がある
少量	0.1mm 未満	うっす ら積 もる	降る の が よ く わ かる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付 着する目に入ったときは 痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガ ラスなどに付着し、 視界不良の原因とな るおそれがある	航空機の運航 不可

資料編 3－24 通信手段の確保

1 災害対策本部の通信手段

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部～行政センター、 関係機関との連絡
災害時優先電話	
地域衛星通信ネットワーク (財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市町村・防災関係機関
市防災行政無線（固定系）	現地災害対策本部～当該行政センター管内
市防災行政無線（移動系）	現地災害対策本部～現場
電子メール（渋川ほっとメール） 市公式LINE	災害対策本部～市民・職員

2 他機関が保有する通信施設

根拠	利用設備等	通信内容
第57条	警察通信設備、水防通信設備、航空 保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業 通信設備、消防通信設備、自衛隊通 信設備、気象官署通信設備、電気事 業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達又は 警告
	放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達又は 警告
第79条	（第57条に同じ）	応急措置の実施に必要な緊急を要す る通信

■避難情報の要件

	命令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市長（本部長）	避難準備及び要配慮者の避難開始の呼びかけ	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員、水防管理者 水防法第 29 条	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 地すべり等防止法第 25 条	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長（本部長）又は知事 災害対策基本法第 60 条	立ち退きの指示 立ち退き先の指示 屋内安全確保	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特別な必要があると認められるとき。 知事は、市長（本部長）がその全部又は大部分を行えないときに行う。
	警察官 災害対策基本法第 61 条	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	市長（本部長）が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長（本部長）から要求があったとき。
	警察官 警察官職務執行法第 41 条	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 自衛隊法第 94 条	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

資料編 3－2 6 立ち退き避難が必要な住民が取るべき行動

避難情報	立ち退き避難が必要な住民が取るべき行動
高齢者等避難	要配慮者は、立ち退き避難する。 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、他の水害と比較して予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難指示	予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。（ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所が開設を終える前に、避難指示が発令される場合があることに留意が必要である。） 小河川・下水道等（避難指示発令の対象とした場合）による浸水については、危険区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判する場合には、「緊急的な待避安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内で安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる。 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。
緊急安全確保	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

資料 3－27 災害救助法の適用

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失（り災）した世帯数	市 80 世帯以上	第 1 項の 1 1 号
県内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	県 1, 500 世帯以上	第 1 項の 2 2 号
	市 50 世帯以上	
県内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	県 7, 000 世帯以上	第 1 項の 3 ※ 3 号
	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合	知事が内閣総理大臣と協議	第 1 項の 4 ※

※ 第 1 項の 3 に係る事例

災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊な技術を必要とすること。

※ 第 1 項の 4 に係る事例

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に存在する者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊な技術を必要とすること。

■滅失世帯の算定基準

滅失住家 1 世帯	全壊（全焼・流出）住家	1 世帯換算
	半壊（半焼）住家	2 世帯換算
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	3 世帯換算

■被害の認定基準

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊全焼（全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、消失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70 % 以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50 % 以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 50 % 70 % 未満の者、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40 % 以上 50 % 未満のものとする。
	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したも

住家の半壊 (半焼)	の、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の 20 %以上 70 %未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20 %以上 50 %未満のものとする。
---------------	--

- ※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1 住家」として取扱う。
- ※ 「世帯」とは、社会生活上の単位として、住宅及び、生計を一にする者の集まり、または、独立して生計を維持する単身者をいう。

資料３－２８ 自衛隊への災害派遣要請

■自衛隊連絡先

第１２旅団司令部 第三部防衛班 (相馬原)	〒３７０－３５９４ 榛東村新井１０１７－２	０２７９－５４－２０１１ 内線２２８６・２２８７ (夜間２２０８)
-----------------------------	--------------------------	---

■自衛隊の受け入れ体制

項 目	内 容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材を確保する。
連絡窓口	① 本部から連絡員を派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
自衛隊連絡室	市役所本庁舎大会議室に設置する。
集結地候補地	渋川地区：総合公園、坂東橋緑地公園、市役所本庁舎 伊香保地区：伊香保屋外運動場、伊香保体育館、伊香保行政センター 小野上地区：小野上運動公園、小野上行政センター 子持地区：子持総合運動場、上白井運動場、子持行政センター 赤城地区：赤城総合運動自然公園、赤城第２総合グラウンド、赤城行政センター 北橘地区：北橘総合グラウンド、利根川河川敷公園、愛宕山ふるさと公園、北橘運動場多目的運動場、北橘行政センター
ヘリコプター離発着場	有馬野球場、伊香保屋外運動場、小野上運動公園、子持総合運動場、赤城総合運動自然公園野球場、北橘総合グラウンドほか適地

資料３－２９ 広域応援

■相互応援協定

応援協定先	協定年月
神奈川県逗子市	平成１８年 ７月
北関東・新潟地域連携軸推進協議会	平成１８年１０月
千葉県南房総市	平成１８年１２月
埼玉県本庄市・加須市	平成１９年 ３月
東京都板橋区ほか１２市町村	平成２０年 ８月
全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書	平成２３年１０月
新潟県見附市	平成２５年 ５月

■受け入れ体制

連絡窓口	総合的な窓口を総務部におく。 受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。
現場への案内	応援を受ける担当班
受け入れ施設	第二庁舎（あじさいホール）
食料、飲料水等	原則、自前で確保を要請する。 まかなえない場合は、市職員と同様の方法で飲料、物資等を手配する。

資料 3－30 要配慮者名簿に掲載する者の範囲

要介護認定者	要介護 3， 4， 5 の者（施設入所者を除く）	
高齢者	6 5 歳以上のみで構成されている世帯に属する者	
障害者	肢体不自由障害	1 級又は 2 級
	視覚障害	1 級又は 2 級
	聴覚障害	2 級
	内部障害	1 級又は 2 級
	療育手帳所持者で A の判定を受けた者	
	精神障害者福祉手帳保持者で 1 級の判定を受けた者	
その他、市長が必要と認める者		

4 基準（国の基準を記載）

4-1 被害認定基準

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。
- (5) 重傷者又は軽傷者の区別がつかない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
- (4) 「一部破損」とは、全壊又は半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
- (4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。

- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
- (8) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- (11) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (12) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- (13) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- (14) 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- (15) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- (16) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- (17) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- (18) 「り災者」とは、り災世帯の構成員。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

4-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

救助の種類	対象	費用の限度額			期間	備考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又はおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人当り330円以内 (加算額) 冬季(10月から3月) 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合は当該地域における通常の実費を支出でき、上記をを超える額を加算できる。			災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等借上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格：1戸当り平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額：1戸当り5,714,000円以内 3 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)			災害発生の日から20日以内着工	1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の借上げを実施し収容することができる。 3 供与期間 最高2年以内			
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当り1,160円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給(大人、小人の差別なし)			災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延べ給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	夏期(4月から9月)、冬期(10月から3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		百円							
		全壊	夏	188	242	358	428	542	79
		全焼							
		流失	冬	312	404	562	657	827	114
		半壊 半焼	夏	61	83	124	151	190	26

		床 上 浸水	冬	100	130	184	219	276	36
医療	医療の途を失った者（応急的措置	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所（国民健康保険診療報酬の）額以内			災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額			分娩した日から7日以内		妊婦等の移送費は別途計上		
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危ない状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実績			災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 595,000円以内			災害発生の日から1カ月以内				
学用品の給与	半壊（焼）、流失、床上浸水等により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり4,500円 中学校生徒1人当たり4,800円 高等学校等生徒1人当たり5,200円			災害発生の日から （教科書）1カ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内		1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内 小人（12歳未満）172,000円以内			災害発生の日から10日以内		災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。		
死体の捜索	行方不明の状態にあり、か	当該地域における通常の実績			災害発生の日から10日以内		1 輸送費、人件費は別途計上		

	つ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者			2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄・消毒等） 1体当たり3,500円以内 （一時保存） 既存建物借上料 通常の実績 既存建物以外 1体当たり5,400円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実績が加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこま	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、知事が厚生労働大臣に協議して、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（群馬県災害救助法施行規則による）

5 様式

5－1 自衛隊災害派遣様式

年 月 日

群馬県知事

あて

渋川市長

印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項
例) ・ 必要な車両、航空機、資機材
・ 必要な人員
・ 連絡場所及び連絡責任者

5－2 県報告様式

様式1 災害概況即報

受信者氏名		報告日時		年 月 日 時 分	
		都道府県			
		市町村		洪 川 市	
		報告者名			

災害名		(第 報)	
-----	--	-------	--

災害の概況	発生場所				発生日時		年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部損壊	棟	未分類	棟	
	119 番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(県)				(市)				
	消防機関等の活動状況										
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式2 被害状況即報

報道機関				区 分		被 害		
災害名	災害名	第 報		田	流出・埋没	ha		
報告番号	(月 日 時現在)				冠 水	ha		
報告者名				畑	流出・埋没	ha		
					冠 水	ha		
区 分		被 害		そ	文教施設	箇所		
人的被害	死 者	人			の	病 院	箇所	
	行方不明者	人		道 路		箇所		
	負傷者	重傷	人			橋りょう	箇所	
		軽傷	人			河 川	箇所	
住宅被害	全 壊	棟		他	砂 防	箇所		
		世帯			清掃施設	箇所		
		人			崖くずれ	箇所		
	半 壊	棟			鉄道不通	箇所		
		世帯			被害船舶	隻		
		人			水 道	戸		
	一部破損	棟			電 話	回線		
		世帯			電 気	戸		
		人			ガ ス	戸		
	床上浸水	棟			ブロック塀等	箇所		
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟			り災世帯数	世帯		
		世帯			り災者数	人		
		人			火 災	建 物	件	
	非住宅	公共建物	棟			発生	危険物	件
その他		棟		その他	件			
区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	県			
公共文教施設	千円		市町村					
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
その他	農産被害	千円		災害救助法適用市町村名	計			
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
その他	千円		消防職員出動延人数	人				
被害総額				消防団員出動延人数	人			

備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
※ 被害額は省略することができる。	

様式3 被害情報即報続紙

市町村名	洪 川 市		報続紙	年	月	日	時現在
被害の区分	被害発生地区		数（名称）				
応急対策の実施状況		救助・救出活動状況 避難場所の設置状況 消火活動状況 その他					

様式 4 災害確定報告

報告機関	洪 川 市			区 分			被 害			
災害名				田 畑	流出・埋没	ha				
・					冠 水	ha				
確定日	月	日	時確定		流出・埋没	ha				
報告者名					冠 水	ha				
区 分				被 害		そ の 他				
人 的 被 害	死 者	人			文教施設		箇所			
	行方不明者	人			病 院		箇所			
	負傷者	重傷	人				道 路		箇所	
		軽傷	人				橋りょう		箇所	
住 宅 被 害	全 壊	棟			河 川		箇所			
		世帯			砂 防		箇所			
		人			清掃施設		箇所			
	半 壊	棟			崖くずれ		箇所			
		世帯			鉄道不通		箇所			
		人			被害船舶		隻			
	一部破損	棟			水 道		戸			
		世帯			電 話		回線			
		人			電 気		戸			
	床上浸水	棟			ガ ス		戸			
		世帯			ブロック塀等		箇所			
		人								
	床下浸水	棟			り災世帯数		世帯			
		世帯			り災者数		人			
		人			火 災 発 生		建 物	件		
	非 住 宅	公共建物	棟			危険物	件			
その他		棟				その他	件			
区 分				被 害		災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	県			
公共文教施設		千円			市 町 村					
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
小 計		千円								
公共施設被害市町村数		団体								
そ の 他	農産被害	千円			災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名					
	林産被害	千円								
	畜産被害	千円								
	水産被害	千円								
	商工被害	千円								
						計	団体			
	その他	千円			消防職員出動延人数	人				
被害総額					消防団員出動延人数	人				

様式5 災害確定報告続紙

[illegible]

避難者名簿（様式例）

[illegible]

5－4 災害救助法様式

群馬県災害救助法施行細則による。

被害状況報告書（概況・中間・確定）									
市町村 月 日 時 分現在									
災害の原因					災害発生日時				
災害の発生場所									
発信機関					発信機関				
発 信 者					発 信 者				
略記号	種 別		被 害		略記号				
ア	人 的 被 害	死 者		サ	世 帯 数 及 び 人 員	全壊・全焼 及び流出	世帯		
イ		行方不明		シ			人員		
ウ		重 傷		ス		半壊及び 半焼	世帯		
エ		軽 傷		セ			人員		
オ		計		ソ		一部破損	世帯		
カ	棟 数	全壊・半壊 及び 流出		タ	人員				
キ			半壊・及び 半焼		チ ツ	床上浸水	世帯		
ク		一部破損			テ		床上浸水	人員	
ケ		床上浸水		ト					
コ		床下浸水		ナ	非住宅の被害				
応急対策 その他									

災 害 救 助 費 請 求 書

請 求 額 円

ただし、災害救助法第 44 条の救助費繰替支弁の分

上記のとおり別紙内訳明細書及び支出に関する証拠書類の謄本を添えて請求します。

年 月 日

市町村長 印

群馬県知事 様

別 紙

災 害 救 助 費 内 訳 書

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費			円	
(1) 収容施設費供与費 避難所設置費 仮設住宅設置費	延べ 人 戸	(1人1日当たり) (1戸当たり)		
(2) 炊き出しその他に よる食品給与費 炊き出し費 その他食品給与費	延べ 人 延べ 人	(1人1日当たり) (1人1日当たり)		
(3) 飲料水供給費				
(4) 被服、寝具その他 生活必需品供給費 全焼(壊)流失分 半焼(壊)床上浸 水分	世帯 世帯	(1世帯当たり) (1世帯当たり)		
(5) 医療助産費 医療費 助産費	延べ 人 延べ 人	(1人当たり) (1人当たり)		
(6) り災者救助費				
(7) 住宅の応急修理費				
(8) 生業資金貸与費				
(9) 学用品給与費 教科書代 小学校児童 中学校生徒 その他の学用品費 (全焼・全壊・流失) 小学校児童 中学校生徒 その他の学用品費 (半焼・半焼・床上 浸水) 小学校児童 中学校生徒	人 人 人 人 人 人 人 人	(1人当たり) (1人当たり) (1人当たり) (1人当たり) (1人当たり) (1人当たり) (1人当たり) (1人当たり)		
(10) 埋葬費 大人 子ども	件 件	(1件当たり) (1件当たり)		
(11) 輸送費				
(12) 人夫費				
(13) 死体搜索費				
(14) 死体処理費 処置費 一時保管費	件 件	(1件当たり) (1件当たり)		
(15) 障害物除去費				
2 実費弁償費				
3 扶助費				
4 損失補償費				
5 災害救助法第35条 の求償に対する支払				
6 事 務 費				
計				
備 考				

内訳明細書

1 救助の種目別物資受払状況

市町村名 _____

救助の種目別	年月日	品名	単位 口称	摘要	受け	払い	残	備考
避難所用								
炊き出しその他による 食品給与用								
給水用機械器具・燃料 浄水用薬品資材								
被服、寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器具 ・燃料								
埋葬用棺骨箱								
燃料及び消耗品								

- 注 1 摘要欄は、購入先又は受入先及び払出先を記入すること。
 2 備考欄は、購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄は、受け、払い及び残の計並びにそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県からの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれ別に、受け、払い及び残の計並びに金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
 5 備考欄は、払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

2 避難所設置及び収容状況

市町村名 _____

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延べ人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
計								

- 注 1 種別欄は、既存建物、野外仮設及び天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別及び使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を備考欄に記入すること。

3 応急仮設住宅台帳

市町村名

応急 住宅 仮番 設号	世帯主 氏 名	家 族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月 日	完成月 日	入居月 日	実支出 額	備考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- 注 1 応急仮設住宅番号欄は、応急仮設住宅に付した番号を記入するものとし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成して添付すること。
 2 家族数欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3 所在地欄は、応急仮設住宅を建設した場所の住所を記入すること。
 4 構造区分欄は、木造住宅、プレハブ住宅及びパイプ式組立住宅の別を記入すること。
 5 敷地区分欄は、公私有別とし、有無償の別も明らかにすること。
 6 備考欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。

4 炊き出し給与状況

市町村名

炊き出し 場の名称	月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			5 日 間小 計			月 日			月 日			6 日 以 降 小計			合計	実支 出額	備考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
計																														

- 注 1 備考欄は、給食内容を記入すること。

5 飲料水の供給簿

市町村名

供給 月日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具								実支 出額	備考
		名称	借上げ			修 繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕 月日 月日	修繕費 円	故 障 の 概要			
	人				円				円	円	
計											

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ金額欄に額を記入すること。

2 故障の概要欄は、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

6 物資の給与状況

市町村名

住家被 害程度 区 分	世帯主氏名	基 礎 と な っ た 世 帯 構 成 人 員	給 与 月 日 月 日	物資給与品目										実支出額	備考
				布 団	毛 布	作 業 服	シ ャ ツ								
		人	月 日											円	
計	全 壊														
	半 壊														

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者
氏 名

印

注 1 住家の被害程度に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の別を記入すること。

2 給与月日は、その世帯に対して最後に物資が給与された月日を記入すること。

3 物資給与の品目欄は、当該数量を記入すること。

7 救護班活動状況

救護班

班長医師氏名

印

月 日	市町村名	患者数	措置の概要	死体 検案数	修繕費	備 考
		人		人	円	
計						

注 備考欄は、班の編制及び活動期間を記入すること。

8 病院診療所医療実施状況

市町村名

診療機関名	患者氏名	診療 期間 月日	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
								円	
計 機関	人								

注 診療区分欄は該当欄に○印を記入すること。

9 助産台帳

市町村名

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
			月 日から 月 日まで		
計					

10 被災者救出状況記録簿

市町村名

月 日	救出 人員	救 出 用 機 械 器 具								実支 出額	備考
		名称	数量	借 上 料 所有（管理） 者氏名	金額	修 繕 費 修繕 月日	修繕費	修繕の 概要	燃料 費		
月日	人				円	月日	円		円	円	
計											

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償及び無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。
- 3 故障の概要欄は、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

1 1 住宅応急修理記録簿

市町村名 _____

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備 考
			円	
世帯 計				

1 2 生業資金貸付台帳

市町村名 _____

貸付を受けた者		保 証 人			事業計画 概要	貸与 期間	貸与金額	備考
住所	氏名	住所	氏名	職印				
							円	
世帯 計								

注 1 貸与期間欄は、「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。

2 備考欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

1 3 学用品の給与状況

市町村名

学校名		学年	児童（生徒）氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳										実支出額	備考
						教科書					その他の学用品						
						国語	算数				鉛筆						
							</										

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

注 給与品の内訳欄は、数量を記入すること。

1 4 埋葬台帳

市町村名

死亡年月日	埋葬月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺（付属品を含む。）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
	月日					円	円	円	円	
計	/	人	/	/	/					

注 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を備考欄に記入すること。

2 市町村長が棺、箱等を現物で給与したときは、その旨、備考欄に明らかにすること。

3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を備考欄に記入すること。

1 5 死体処理台帳

市町村名 _____

処理年 月 日	死体発 見の日 時及び 場所	死亡者 氏名	遺族		洗浄等の処理			死 体 の 一 時 保 存 料	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏名	死亡者 との関 係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

1 6 障害物除去の状況

市町村名 _____

住宅被害程度 区分		氏名	除去に要した 期間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備考
			月 日から 月 日まで			
計	半壊 (焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

1 7 輸送記録簿

市町村名

輸送 月日	目的	湯側区 間（距 離）	借上げ等			修繕				燃料 費	実支 出額	備考	
			使用者車両等		金額	故障者車両等		修繕 月日	修繕 費				故障 の概 要
			種類	台数		名称 番号	所有者氏 名						
				台	円								
計													

- 注 1 目的欄は、主たる目的又は救助の種類名を記入すること。
2 県又は市町村の車両等による場合は、備考欄に車両番号を記入すること。
3 借上車両等による場合は、有償及び無償を問わず記入すること。
4 借上げ等の金額欄は、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
5 故障の概要欄は故障の原因及び故障箇所を記入すること。

1 8 災害救助実施状況

（１）災害救助法施行令第10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況

職種	従事者数		従事場所 （市町村）	従事 期間	実支出額				算定基準 による算 定額	備考
	実人 員	延べ 人員			日当	旅費	時間外勤 務手当	計		
医師及び歯科 医師	人	人			円	円	円	円	円	
薬剤師										
保健師、助産師、 及び看護師										
土木技術者及 び建築技術者										
大工、左官及 びとび職										
計										

注 備考欄は、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(2) 災害救助法施行令第10 条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業 者		従事者数		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額	備考
業 種	数	実人員	延べ人員				
土木建築業者		人	人			円	
鉄道事業者							
軌道経営者							
自動車運送業者							
船舶輸送業者							
港湾輸送業者							
計							

注 備考欄は、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件 数	実支出額	積算基礎	備 考
		円		
計				

注 1 積算基礎欄は、支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。

2 備考欄は、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

(4) 損失補償の状況

種 類	実支出額	積 算 基 礎	備 考
計			

注 1 種類欄は、災害救助法第26 条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること。

2 積算基礎欄は、損失補償の額の積算基礎を記入すること。

3 備考欄は、損失補償の概要を記入すること。

19 災害救助法第34条の補償費の状況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
1 人件費				
(1) 旅 費				
(2) 役務費				
(3) 時間外勤務手当及び深夜手当				
2 救護所設置費				
(1) 消耗器材費				
(2) 借上料				
3 救護諸費				
(1) 薬剤費				
(2) 衛生材料費				
(3) その他消耗品費				
4 輸送費				
(1) 輸送費				
(2) 修繕費				
(3) 借上費				
(4) 燃料費				
5 人夫費				
(1) 医療				
(2) 助産				
(3) 死体処理				
6 扶助費				
7 事務費				
(1) 消耗品費				
(2) 電話料				
(3) 電報料				
計				

被害情報受信票

情報受信：本庁・伊香保・小野上・子持・赤城・北橘

月 日	時 間	通 報 者	受 信 者
/	:		

地 番 渋川市
 施設名
 目標物

道路 橋梁 河川 水路等 山林 鉄道 田 畑
 住家 非住家 公共建物 文教施設 病院 その他

倒木 崖くずれ 土砂流出 法面崩壊 冠水 流出 埋没 出水
 道路決壊 護岸崩壊 火災 全壊 一部破損 床上浸水 床下浸水
 停電 電線切断 その他()

被害状況・規模

負傷者の状況

負傷者 有 無
 負傷程度
 対処状況

処置事項

連絡者	連絡先	内 容

処置事項の有無の確認 有 (確認日: /)
 無

※情報を受信したら随時、危機管理室にファックス
 送信してください。 FAX: 24-6541

5 - 6 火災即報様式

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※爆発を除く

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分) (鎮 圧 日 時) (月 日 時 分) 鎮 火 日 時 (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事 業 所 名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人 死者の生じた理由
建 物 の 概 要	構造 建物面積 階層 延べ面積
焼 損 程 度	全 焼 棟 計 棟 焼損 半 焼 棟 棟数 部分焼 棟 ぼ や 棟 焼 損 面 積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 h a
り 災 世 帯 数	気 象 状 況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消 防 団 台 人 そ の 他 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災害対策本部 等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(様式第1号)

所管課・公益事業者 → 産業政策課 → 石油協同組合 → 産業政策課 → 所管課

年 月 日

「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」に基づく要請書

1 要請内容(所管課・公益事業者記入→産業政策課へ送付)

※濃く大きい字で記入

所管課・公益事業者記入	施設・事業所名				所在地			
	担当者職・氏名				連絡先	TEL:		
	平時の燃料契約先等					FAX:		
						携帯:		
	希望する燃料 (該当欄に「○」)	自家発電設備等燃料	油種		希望する量	タンク容量	残量	残量による想定稼働時間
		A重油・軽油・灯油・ガソリン・その他()		リットル	リットル	リットル	時間	自家発・その他()
車両等燃料		希望台数	油種	車両番号		希望する量		用途
		ガソリン	軽油	ガソリン・軽油			リットル	・緊急通行車両
				ガソリン・軽油			リットル	・災害対応業務等
	台	台				リットル	・訪問介護・看護	
備考								

※把握できた情報のみ記入してください。
※情報に間違いのないよう、復唱確認をしてください。

申請受付日時	月 日 :	受付番号
石油組合への要請日時	月 日 :	

2 要請対応情報(産業政策課記入→所管課へ送付)

※濃く大きい字で記入

給油所・配送センター等名称	所在地		
	連絡先		TEL:
担当者職・氏名			FAX:
			携帯:
自家発電設備等燃料	配送可能日時	可能供給量	備考
	: 随時可	リットル	
自動車等燃料	給油可能日時	備考	
	: 随時可		

所管課・公益事業者への伝達時間	月 日 :
-----------------	-------

施設への伝達時間 (所管課記入)	月 日 :
------------------	-------

3 終了報告(自動車等の場合:産業政策課記入、自家発等の場合:所管課記入→産業政策課へ送付)

確認日時	供給日時	供給量	台数 (自動車)
月 日 :	月 日 :	リットル	台